

第二期 日吉津村
子ども・子育て支援事業計画

令和5年4月

日吉津村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 日吉津村の子ども・子育てを取巻く現状と課題	3
1 日吉津村の概況	3
2 教育・保育施設の状況	6
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	9
4 ニーズ調査結果から見る子育て家庭の意識と状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本的視点	19
視点1 子どもの視点を尊重します	19
視点2 すべての子どもと子育て家庭を支援します	19
視点3 地域全体で子育てを支援します	19
3 基本目標	20
目標1 地域における子育て支援の充実	20
目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	20
目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進	20
目標4 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	21
目標5 安全・安心できる環境づくり	21
目標6 要保護児童等への迅速かつ適切な対応	21
4 施策の体系	22

第4章 次世代育成支援施策の展開	23
目標1 地域における子育て支援の充実	23
1 地域における子育て支援サービスの充実	23
2 子育て支援のネットワークづくり	24
3 放課後児童対策の推進	24
目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	26
1 子どもや親の健康の確保	27
2 「食育」の推進	28
3 思春期保健対策の充実	30
4 小児医療の充実	30
目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進	31
1 次代の親の育成	31
2 学校の教育環境等の整備	31
3 家庭や地域の教育力の向上	32
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	33
目標4 仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	34
1 保育サービスの充実	34
2 仕事と家庭の両立支援	35
目標5 安全・安心できる環境づくり	36
1 子育てに配慮した施設等の整備	36
2 安全な遊び場の確保	36
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	37
4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	37

目標 6 要保護児童等への迅速かつ適切な対応	3 8
1 ひとり親家庭等の自立支援の推進	3 8
2 障がい児施策の充実	3 8
3 要保護児童対策地域協議会の運用	3 9
4 子どもの貧困対策の推進	3 9
第 5 章 子ども・子育て支援事業計画	4 1
1 教育・保育提供区域の設定	4 1
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	4 1
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	4 5
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	5 3
5 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する 県が行う施策との連携	5 3
(1) 女性の社会進出、核家族化の進行	5 4
(2) 児童虐待防止対策の充実	5 4
(3) ひとり親家庭等への自立支援の推進	5 4
(4) 障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の推進	5 5
(5) 子どもの貧困対策の推進	5 5
(6) 子どもの健全な発達のための良質な環境整備	5 5
第 6 章 計画の推進に向けて	5 7
1 庁内の推進体制	5 7
2 住民参画による計画の推進	5 7
3 計画の進行管理	5 7

1 計画策定の趣旨

我が国は、合計特殊出生率が昭和 42 年以降、人口を維持するのに必要な水準を下回ったまま下がり続け、「子どもを産み、育てにくい社会」となり、世界で最も少子化の進んだ国の一つとなりました。そして近年、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生力そのものも低下しており、このまま出生率の低下はさらに進むことが予想されています。

このような中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育ての不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、さらには女性の社会進出による低年齢児からの保育ニーズの増大など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化し、取り巻く環境は大きく変化し続けています。

こうした課題に対し、国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、行政や企業、地域社会も含め、国民すべてが支援する新たな支え合いと連帯を構築していくため、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」(※1) が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援事業等を総合的に推進していくことを目指しています。

これまで、本村においても、平成 18 年 1 月に「日吉津村次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月に「日吉津村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「皆んなで支え 育もう 次代を担うひえづの子」を基本理念とし、楽しくかつ喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体で支援していくという観点から、子どもたちだけでなく、大人や地域全体も一緒に成長できるようなむらづくりを目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。

こうした背景を踏まえながら、日吉津村の未来を担う子どもたちの健やかな育ちと、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実を目的に、平成 27 年度に「第一期日吉津村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後、令和 2 年度には令和 6 年度までの 5 カ年計画として「第二期日吉津村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、中間年度である令和 4 年度に新たなサービス等の開始に伴い、計画の一部を見直しました。

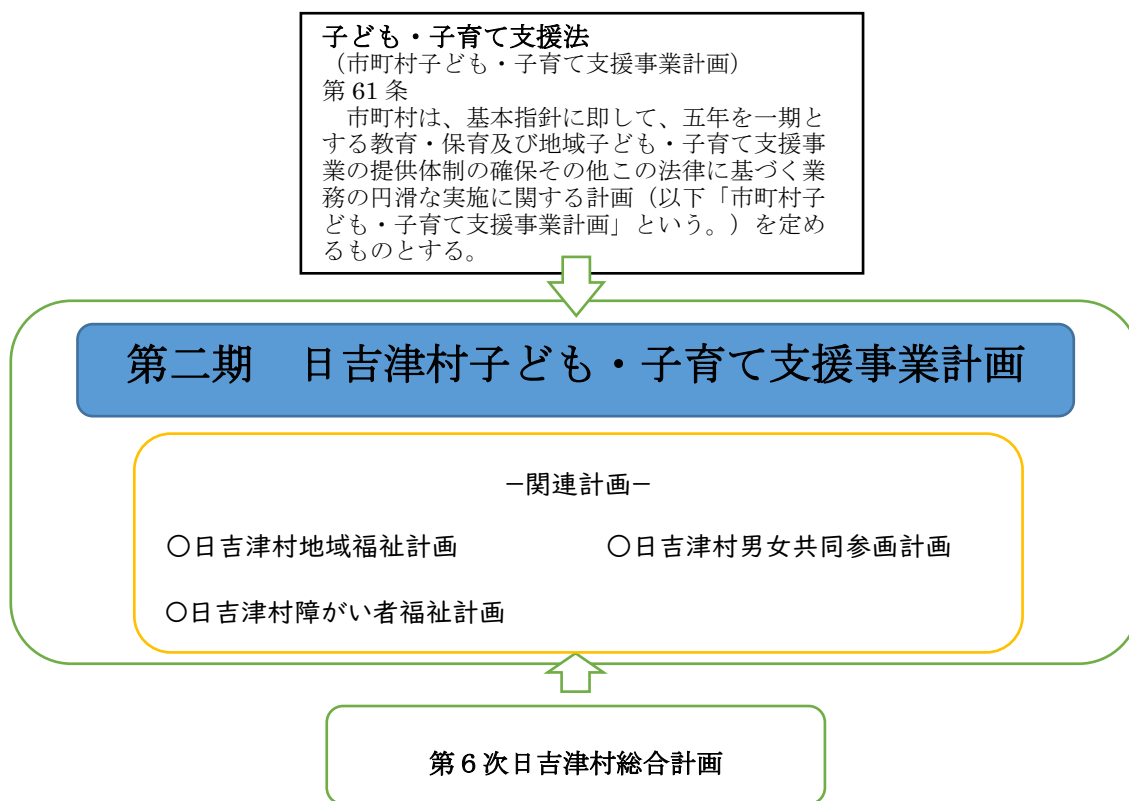
(※1) 子どもの最善の利益…子供たちの権利に関する条約が国際連合で採択された際の基本原則となった考え方で、「全ての子供は、大人たちから保護され、世話を受け、関心が向けられ、愛され、信頼の下で見守られる」という考え方を指し、裁判所もこれを原則とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、平成 27 年度～平成 31 年度までの第一期計画と同様に、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する指針として定めます。

第一期計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、平成 26 年度末に計画期間が終了した「日吉津村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ計画として位置づけ、本村の子ども・子育て支援施策を推進してきました。第二期計画ではこの第一期計画を引き継ぐ計画と位置づけます。

そして、本村の総合計画をはじめ、関連する分野別計画との連携・整合が図られたものとなります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

なお、5 年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合などは中間年度（令和 4 年度）に一部見直しを行いました。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画策定	第二期 日吉津村子ども・子育て支援事業計画(本計画)				
第一期 日吉津村 子ども子育て支援事業計画	継承		一部見直し		

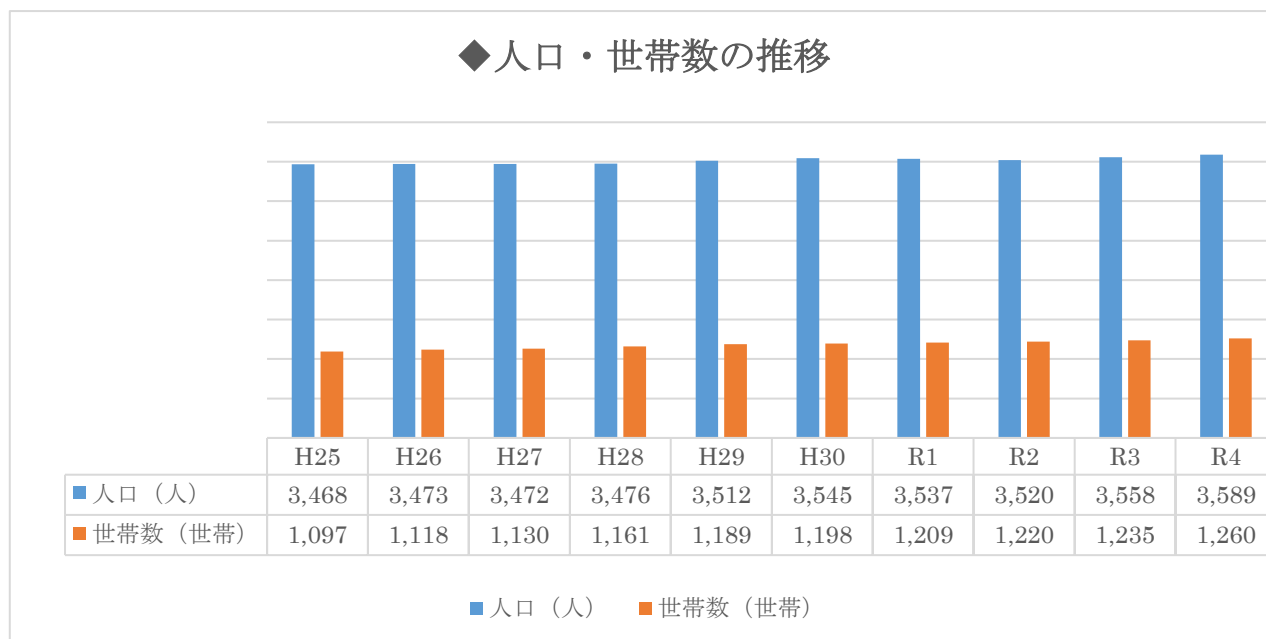
第2章 日吉津村の子ども・子育てを取巻く現状と課題

1 日吉津村の概況

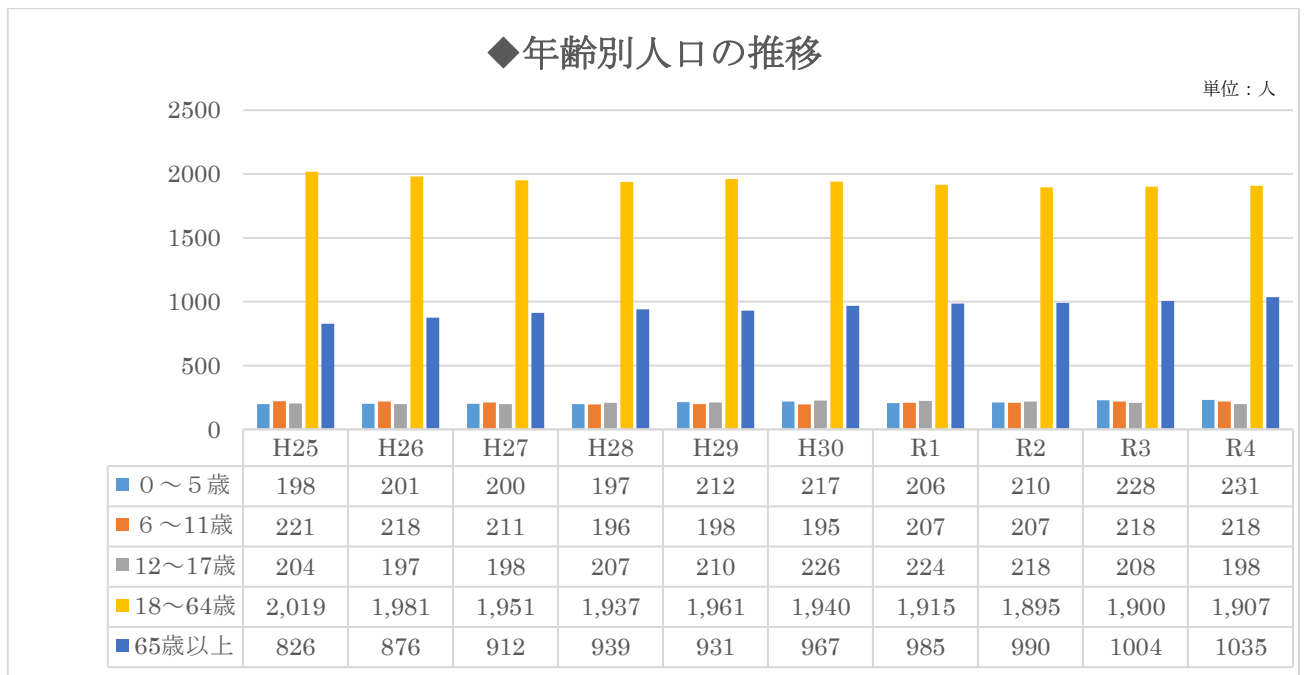
(1) 人口・世帯数の推移

本村の人口及び世帯数は、平成12年の田園土地地区画整理事業ならびに近年の集合住宅等の新築により、近隣市町のベッドタウン的役割を担いながら、若年層をはじめとする転入者が順調に増加しつつあり、社会増加率は平成28年には0.69%、平成29年には0.51%と県内1位となっています。

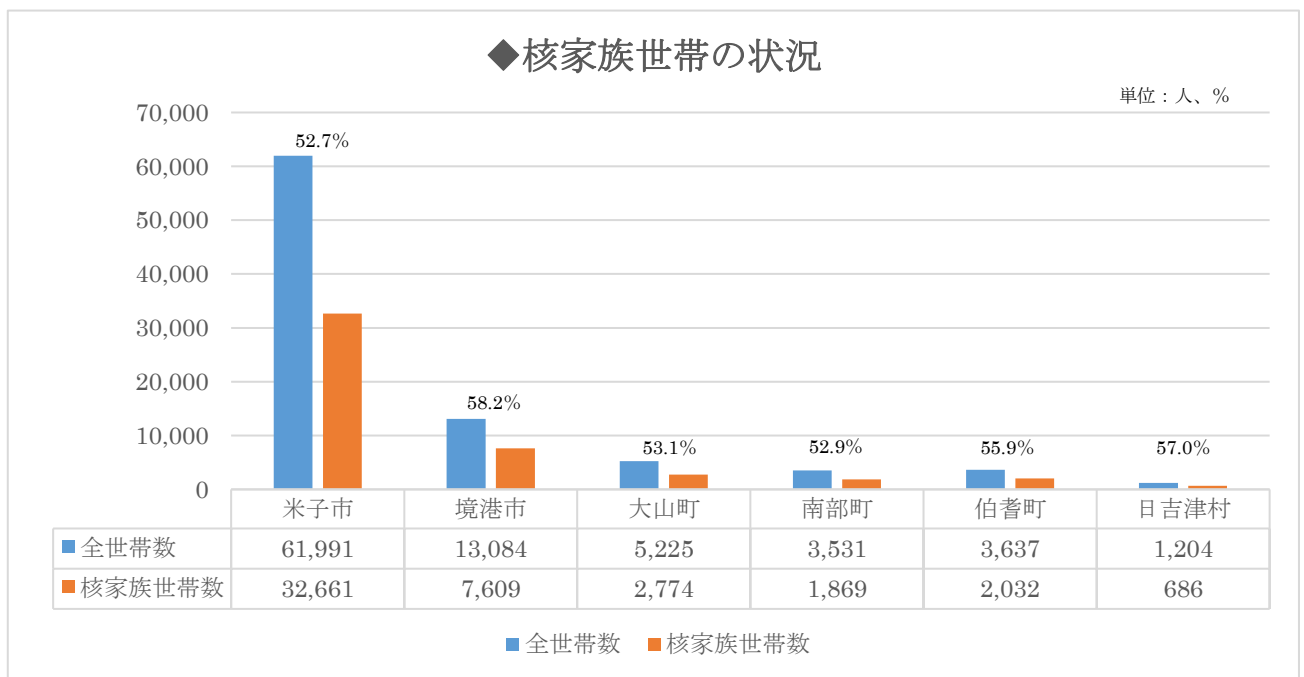
しかし、一時的な転入世帯や自治会加入しない世帯も増えており、核家族化や共働き家庭の増加などから地域とのつながりが希薄化し、育児に対する保護者の不安や負担が増えているのが現状です。人口の推移は、集合住宅や一戸建て新築住宅の伸びが緩やかなため、将来的には横ばい状態になることが予想されます。



※村住民基本台帳による、各年4月1日現在の状況



※村住民基本台帳による各年4月1日現在の状況



※令和2年国勢調査 人口等基本集計 資料（%は各家族割合）

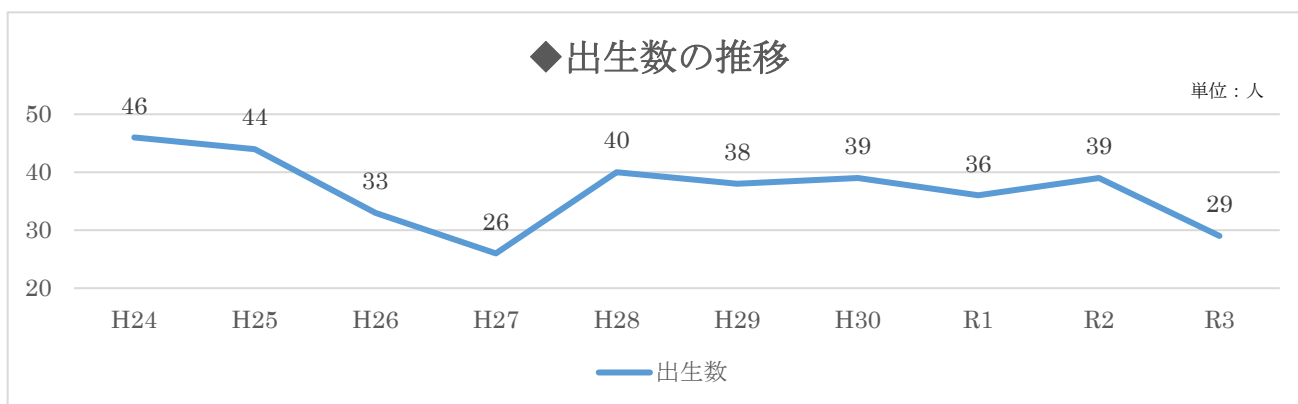
(2) 就業構造

人口増加に伴い就業人口も増加しています。就業構造は社会・経済の変化、発展を背景に大きく変化しており、就業スタイルも多様化してきています。

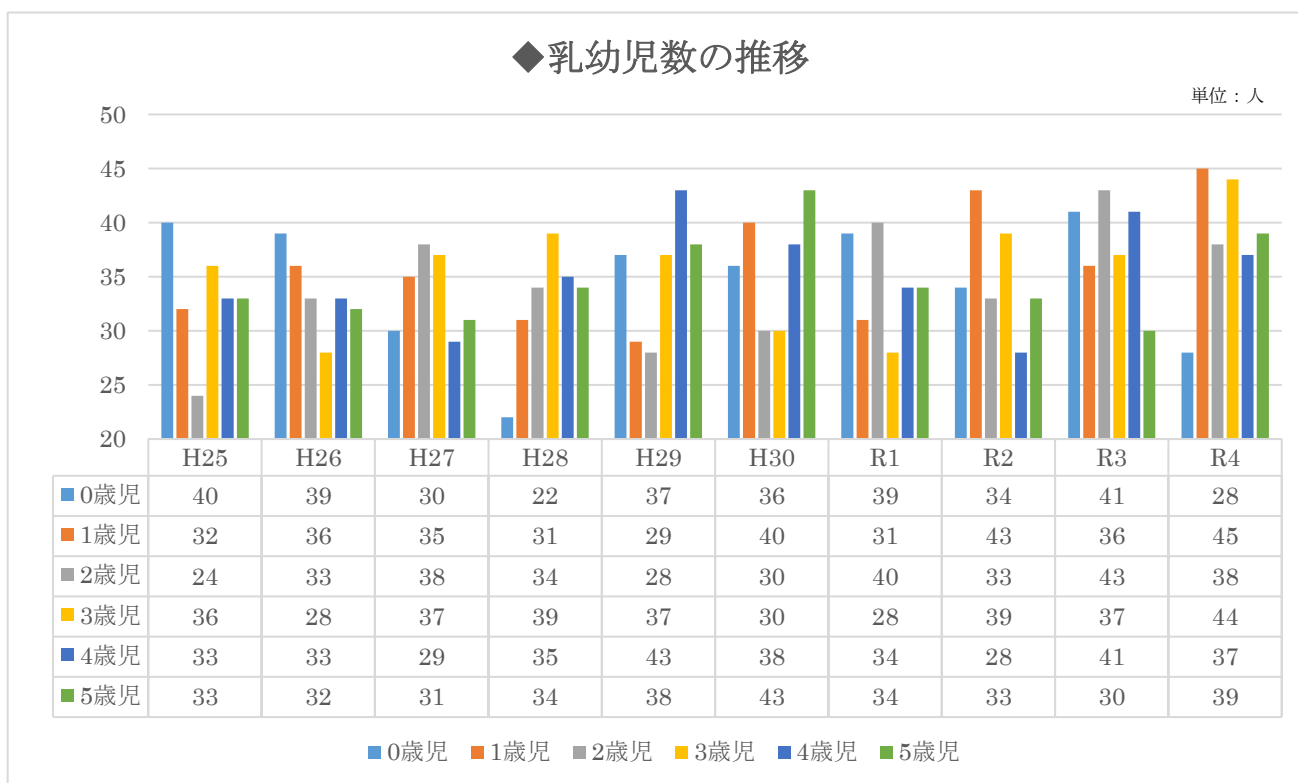
「子ども・子育て支援ニーズ調査」によると、8割近くの保護者が共働き家庭という結果が出ています。

(3) 出生状況

本村の出生数は、平成29年に38人で、出生率（対人口1,000人比）は11.7、自然増減率は4.0とそれぞれ県内1位となっていますが、横ばいの状態が続いています。



※村住民基本台帳による、各年4月1日現在の状況



※村住民基本台帳による各年4月1日現在の状況

2 教育・保育施設の状況

村内には、公立保育所が1カ所、小規模保育所（A型）が2カ所あり、満6カ月以上の乳児の受入れ、延長保育、障がい児保育、地域交流など共働き家庭の支援を行っています。

ここ数年は、年度途中から特に0歳児の入所希望が多く、小規模保育所と調整を図りながら入所希望に添えるよう受入れ体制の整備を行っています。

保育に欠けない、教育を目的とされるご家庭については、例年一学年に5名程度が村外の幼稚園等を利用されています。広域入所の利用については年間に数名あり、委託・受託ともに、里帰り出産や転出入時の急激な環境の変化を避けるための一時的な利用がほとんどですが、近隣市町と連携し可能な限り対応しています。

◆入所児童の状況（除く、広域入所）

（単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0歳児	1	3	4	4	3	1
1・2歳児	20	22	22	25	27	31
3歳児	29	28	22	26	28	32
4歳以上児	66	61	55	53	59	64
合計	116	114	103	108	117	128

※各年4月1日現在の人数

◆広域入所の状況

（単位：人）

	区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
0歳児	委託						
	受託						
1・2歳児	委託	1	1	3	4	1	4
	受託						1
3歳児	委託	1	2	2	9	6	9
	受託						
4歳以上児	委託	5	5	3	6	10	12
	受託						
合計	委託	7	8	8	19	17	25
	受託						1

※各年度の利用児童数。委託は村外施設への入所、受託は村外からの受入を示す。

平成 27 年度以降（子ども子育て支援新制度）

【日吉津保育所】

(単位：人)

		保育時間	H30		R1		R2		R3		R4	
				小計		小計		小計		小計		小計
3号	0歳児	短時間	0	3	1	4	0	4	0	3	0	5
		標準時間	3		3		4		3		5	
	1・2歳児	短時間	2	22	6	22	4	25	4	27	4	32
		標準時間	20		16		21		23		28	
2号	3歳児	短時間	6	28	7	22	6	26	7	28	3	31
		標準時間	22		15		20		21		28	
	4歳以上児	短時間	17	61	15	55	7	53	6	59	8	64
		標準時間	44		40		46		53		56	
合計			114	103	108	117	132					

※各年4月1日現在の人数

【小規模保育所】

パジャちゅうりっぷ保育園

(単位：人)

		保育時間	H30		R1		R2		R3		R4	
				小計		小計		小計		小計		小計
3号	0歳児	短時間	1	3	2	4	1	1	1	2	0	2
		標準時間	2		2		0		1		2	
	1・2歳児	短時間	0	9	3	10	2	9	3	11	4	13
		標準時間	9		7		7		8		9	
合計			12	14	10	13	15					

※各年4月1日現在の人数

日吉津ベアーズ

(単位：人)

		保育時間	H30		R1		R2		R3		R4	
				小計		小計		小計		小計		小計
3号	0歳児	短時間	0	1	0	2	0	1	0	0	0	2
		標準時間	1		2		1		0		2	
	1・2歳児	短時間	3	12	4	13	2	11	3	12	5	16
		標準時間	9		9		9		9		11	
合計			13	15	12	12	18					

※各年4月1日現在の人数

2号＝2号認定（3歳以上で保育所、認定こども園（保育）の利用を希望し、保育の必要な事由に該当する）

3号＝3号認定（3歳未満で保育所、認定こども園（保育）、小規模保育などの利用を希望し保育の必要な事由に該当する）

【広域入所】

1号認定（3歳以上で幼稚園、認定こども園（幼児教育）の利用を希望）

委託のみ

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3歳児（2歳児含む）	1	3	1	4
4歳以上児	3	3	3	3
合計	4	6	4	7

2号認定（3歳以上で保育所、認定こども園（保育）の利用を希望し、保育の必要な事由に該当する）

（単位：人）

	区分	保育時間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3歳児	委託	短時間			2	2
		標準時間				
	受託	短時間		1		
		標準時間	1			
4歳以上児	委託	短時間		1	4	1
		標準時間	1		4	1
	受託	短時間				
		標準時間				
合計	委託		1	4	3	2
	受託		1	0	0	0

3号認定（3歳未満で保育所、認定こども園（保育）、小規模保育などの利用を希望し保育の必要な事由に該当する）

（単位：人）

	区分	保育時間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0歳児	委託	短時間		1	1	
		標準時間	1	1	1	1
	受託	短時間				
		標準時間				
1・2歳児	委託	短時間		5	6	4
		標準時間	5		6	4
	受託	短時間		1	1	
		標準時間	1		1	1
合計	委託		6	8	5	4
	受託		1	1		1

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 病児・病後児保育事業

小学校3年生までの児童で、病児または病気の回復期にあつて保育所などに行くことができず、かつ保護者が仕事の都合などのため家庭で保育できない場合に、乳幼児及び児童を一時的に預かる事業です。本村では、米子市内の病児保育施設と委託契約を結び、事業を実施しています。令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育施設等を利用していないもので、保育の必要性が認定された場合には、新2号または新3号として認定され、施設等利用費無償化の対象となります。

◆病児・病後児保育の利用状況

委託施設名	所在地	利用日時	費用	個人負担金
病児看護センター ベアーズデイサービス	米子市榎原 1889-6 (谷本こどもクリニック隣)	【月～金】 8:30～17:30	9,500円/日	2,500円/日
		【土】 8:30～15:00		
病児保育室 ペンギンハウス	米子市西福原 9-16-26 (ファミリークリニック せぐち小児科隣)	【月火水金】 8:30～17:30	9,500円/日	2,500円/日
		【木】 8:30～12:40	5,700円/日	1,500円/日
		【土】 8:30～17:00	9,500円/日	2,500円/日
病児保育かるがも	米子市両三柳 1880 (博愛病院西館1階)	【月～金】 8:30～17:30	9,500円/日	2,500円/日

※令和4年10月1日現在

◆年間延利用者数

(単位：人)

委託施設名	H30	R1	R2	R3
病児看護センター ベアーズデイサービス	42	54	16	39
病児保育室 ペンギンハウス	9	11	1	25
病児保育かるがも	8	6	0	0
合計	59	71	17	64

※各年度の延べ利用人数

(2) 子育て支援センター

平成 18 年 4 月に準備室（児童館内）を立ち上げ、平成 19 年 4 月に児童館隣に子育て支援センターを開設しました。現在、育児に関する相談、情報提供や子育てサークルの支援を行うとともに、関係機関・団体のネットワーク化を図り、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりに努めています。また、気軽に立ち寄れる場として、転入や核家族の母親の仲間づくりの支援も行っています。

また、今後は核家族化などによる育児に対する保護者の不安や負担の増加と共に、利用者の多様化も予想されます。そのため、今後ますます子育て支援センターの充実を図り、必要な支援を行える体制を整えていく必要があります。

令和 4 年 9 月より複合型子育て拠点施設「ミライトひえづ」を整備し、利用者の方が保育所に通う子の姿を見ながら、将来を描いていけるよう子育て支援センターは保育所と同一建物内に設置しました。

◆子育て支援センターの利用状況

(単位：組)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
2,317	2,602	2,467	2,441	2,173	1,441	1,201

※各年度の延べ利用者

(3) ファミリー・サポート・センター

平成 22 年 3 月、児童館内にファミリー・サポート・センターを稼働しました。子どもを預かって欲しい人（依頼会員）と預かりたい人（支援会員）それぞれが会員として登録し、その仲立ちを行っています。

預かりたい人（支援会員）が減少傾向であり、預かって欲しい人（依頼会員）の要望に十分に答えられない状況ではありますが、地域で子育てを支え合えるよう普及に努めます。

◆ファミリー・サポート・センター会員登録状況

(単位：人)

依頼会員	支援会員	両方会員	合計
49	10	7	66

※令和 4 年 4 月 1 日現在

◆ファミリー・サポート・センター活動状況

(単位：件)

活動内容	H30	R1	R2	R3	合計
送迎			54	52	106
預かり	43	19	50	14	126
送迎と預かり	1		3	19	23
その他	4		14	4	22
合計	48	19	121	89	277

※各年度の利用件数

※その他（依頼者宅での預かり、講演会の託児など）

(4) 児童館（放課後児童クラブ）

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を推進し、または情操を豊かにする児童厚生施設で、村内には村立の施設が1カ所あります。

児童館に入館している児童の内、共働き家庭等の放課後の保育に欠ける家庭の児童については、放課後児童クラブにも在籍しています。

また、長期休業中のみの児童の預かりについて要望が高かったことから、平成23年度から日吉津小学校のまなびルーム・子ども図書館において、「夏休みひえづっ子クラブ」を実施しています。

◆児童館の利用状況

(単位：人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1学年	23	23	21	22	24	25	26	23	27	32
2学年	31	23	21	20	17	26	23	27	19	26
3学年	17	26	18	16	22	14	25	24	17	24
4学年	21	14	19	16	9	19	11	21	22	23
5学年	5	11	10	12	10	7	16	9	13	18
6学年	3	2	10	8	9	9	3	8		9
計	100	99	99	94	91	100	104	112	98	132
低学年	71	72	60	58	63	65	74	74	63	82
高学年	29	27	39	36	28	35	30	38	35	50

※各年度5月末の状況

◆夏休みひえづっ子クラブ利用状況

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
1年生	7	7	2	4	0
2年生	5	8	7	3	5
3年生	5	5	8	8	2
4年生	3	6	5	8	7
5年生	6	0	0	0	3
6年生	5	0	0	0	1
合計	31	26	22	23	18

※各年度の利用人数

(5) 延長保育事業

保育所において、基本の保育時間を超えて子どもを預かる事業です。日吉津村の保育所等では、標準時間保育は午後6時15分から午後6時45分まで、短時間保育は午前7時15分から午前8時15分までと午後4時15分から6時45分まで実施しています。年々利用人数が増加傾向にあり、今後も同様に増加していく事が予想されます。

◆延長保育事業利用状況 (各年度4月1日現在 単位：人)

平成27年度以降(子ども子育て支援新制度)

平成27年度(月別利用者数)

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	2	5	4	4	4	4	7	7	6	6	6	56
	標準時間	1	1	1	2	3	3	4	3	2	3	4	3	30
3歳以上児	短時間	3	3	6	5	7	11	9	14	13	10	12	10	103
	標準時間	15	15	13	19	18	13	16	15	11	17	17	19	188
合計	短時間	4	5	11	9	11	15	13	21	20	16	18	16	159
	標準時間	16	16	14	21	21	16	20	18	13	20	21	22	218

平成28年度(月別利用者数)

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	5	3	5	4	7	7	4	6	6	5	5	4	61
	標準時間	0	1	0	0	3	0	1	2	2	4	5	3	21
3歳以上児	短時間	12	10	11	10	12	12	9	13	12	14	9	10	134
	標準時間	15	17	14	16	21	15	15	15	17	22	21	19	207
合計	短時間	17	13	16	14	19	19	13	19	18	19	14	14	195
	標準時間	15	18	14	16	24	15	16	17	19	26	26	22	228

平成29年度(月別利用者数)

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	3	3	3	4	5	3	3	3	4	3	5	5	44
	標準時間	3	2	4	5	5	4	6	5	6	6	7	9	62
3歳以上児	短時間	15	14	11	14	11	12	14	14	13	16	14	14	162
	標準時間	16	11	16	18	19	17	20	23	23	20	19	19	221
合計	短時間	18	17	14	18	16	15	17	17	17	19	19	19	206
	標準時間	19	13	20	23	24	21	26	28	29	26	26	28	283

平成30年度(月別利用者数)

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	1	2	2	1	1	4	3	2	2	3	2	24
	標準時間	6	7	6	6	8	6	7	7	6	6	6	13	84
3歳以上児	短時間	7	5	11	10	12	10	15	15	11	12	11	11	130
	標準時間	16	17	14	16	18	18	16	19	20	15	14	27	210
合計	短時間	8	6	13	12	13	11	19	18	13	14	14	13	154
	標準時間	22	24	20	22	26	24	23	26	26	21	20	40	294

令和元年度(月別利用者数)

(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	8	3	2	2	3	5	4	5	5	3	1	2	43
	標準時間	3	4	2	12	2	2	2	2	3	2	3	3	40
3歳以上児	短時間	4	8	9	3	8	8	7	9	10	8	4	3	81
	標準時間	8	11	12	9	7	10	9	10	13	7	8	12	116
合計	短時間	12	11	11	5	11	13	11	14	15	11	5	5	124
	標準時間	11	15	14	21	9	12	11	12	16	9	11	15	156

令和2年度（月別利用者数）

（単位：人）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	標準時間	3	2	4	5	4	4	6	8	6	8	7	7	64
3歳以上児	短時間	2	2	1	3	2	3	2	2	3	1	0	1	22
	標準時間	4	7	4	7	5	5	11	7	10	9	11	10	90
合計	短時間	3	2	2	4	3	4	3	3	4	2	1	2	33
	標準時間	7	9	8	12	9	9	17	15	16	17	18	17	154

令和3年度（月別利用者数）

（単位：人）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	0	0	1	1	1	2	1	1	1	2	1	12
	標準時間	3	5	2	3	2	2	2	3	3	2	2	6	35
3歳以上児	短時間	4	2	3	4	3	2	3	1	2	2	4	2	32
	標準時間	10	14	9	14	12	10	13	18	18	21	15	21	175
合計	短時間	5	2	3	5	4	3	5	2	3	3	6	3	44
	標準時間	13	19	11	17	14	12	15	21	21	23	17	27	210

（6）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、児童の養育が困難になった場合に、委託契約をした児童養護施設などで、一時的に養育・保護を行います。平成30年度には1件の実績がありました。

（7）乳児全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、体重測定や聞き取りなどから新生児、乳児、保護者の心身の様子及び養育環境等の把握を行っています。また、母子保健サービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行う事で子育て家庭の孤立を防ぎ、育児に関する相談・助言や支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討および関係機関との連絡調整も行っています。

（8）養育支援訪問事業

子育てに対する支援が特に必要な家庭を継続的に訪問して、相談支援や育児・家事援助を行っています。平成30年度には利用実績が8件ありましたが、関係機関への移行により、令和元年度には減少しています。今後も関係機関との連携を強化し、適切なサービスへと繋げていきます。

4 ニーズ調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基礎資料とするため、本村における教育・保育や子育て支援の「量の見込み」の算出、また、「現在のサービス利用状況」や「今後の利用希望」、あるいは、子育て家庭の現状や課題を把握することを目的として実施しました。

(2) 実施概要

- ◇実施期間： 令和元年 10 月 15 日～令和元年 10 月 29 日
- ◇実施対象： 村内在住の 0 歳～年長児を養育する 世帯 182・児童数 224 名
- ◇実施方法： 保育所での配布と郵送配布・直接回収

(3) 回収結果

調査	配布件数	回収件数	回収率 (%)
対象児童	224	115	51.3%
対象世帯	182		

◆ひとり親

「配偶者はいない」は、約 6%

◆子育てを主に担っている方

「父母ともに」が約 73%、「主に母親」が約 23%

子育てを主に担っている方は、「父母ともに」が約 58% (H27) →約 73%と増加し、「主に母親」が約 41% (H27) →約 23%と減少しています。以前よりも父親の育児参加への意識が高まってきていると考えられますが、依然として母親への負担は大きいと思われます。

◆日頃、子どもを見てもらえる親族・知人等

「いずれもない」が 9 名で約 7%

子どもを見てもらえる親族・知人等の有無については、「緊急時、用事の際に祖父母等の親族に見てもらえる」が 70 名で約 54%と最も高く、「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」も 47 名で約 36%と高いです。しかし、「いずれもない」と答えた方は約 7%あり、支援を要する家庭であると考えられます。

◆保護者の就労状況

母親は約 28%が「フルタイムで就労」、父親はほとんどが「フルタイムで就労」

保護者の就労では、前回のニーズ調査時 (H27) と変わらず、父親はほとんどが「フルタイム就労」で、母親は約 28%が「フルタイムで就労」し、同じく約 30%が「就労していない」と答えています。

◆就労している保護者の就労時間

母親は「9時間以上」が約18%、父親は約59%

就労している保護者の一日当たりの就労時間は、父親は「9時間以上」が約59%と長時間労働がうかがえます。一方、母親は「8時間」が46%と最も多く、「3時間」から「7時間」の間で多様な時間の働き方がうかがえます。

◆平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

「利用している」が約73%、事業は「認可、小規模保育所」が68名で約81%

教育・保育事業の利用は、ほとんどが認可保育所・小規模保育所であり、幼稚園・認定こども園の利用は10名で約12%となっています。ごく少数ではありますが、近年では米子市内の企業主導型保育園を利用する方も増えているようです。

◆教育・保育事業を利用する理由

「教育・発達のため」が43名で約38%、「親が就労しているため」が60名で約52%

教育・保育事業を利用している理由では、「教育・発達のため」「子育てをしている方が現在就労している」とも過半数を占めています。

保護者は、子どもの教育や発達を期待し保育所等を利用されたい方が多い事がわかります。

◆教育・保育事業を利用しない理由

「子どもが小さい」が18名で約60%、「必要がない」が2名で約7%

約33%の保護者が「利用していない」と答え、その教育・保育事業を利用していない理由では、「必要がない」「子どもが小さいため」がほぼ過半数を占めています。

「子どもが小さいため」と答えられた保護者のうち、ごくわずかですが「1歳になったら利用したい」方もあるようです。

◆今後、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」が88名で約48%、「幼稚園」と「認定こども園」が45名で約24%

保育所利用希望が最も多くありますが、幼稚園、認定こども園の利用希望も見られます。また、幼稚園の預かり保育や小規模保育施設、企業主導型保育園等の利用希望もあり、約84%が村内での利用希望です。村内を利用する主な理由としては、回答があった記述を項目ごとにグループ分けしたところ、約半数が小学校への進学等に向けた「今後の友達関係を考慮して」と回答されています。このことから、村内での選択肢が限られているという現状が分かります。

◆幼児期の学校教育の利用の強い希望

「はい」が約46%

この結果より、幼稚園や認定こども園の利用希望者が増えることが予想され、今後日吉津保育所の利用者が減り、定員割れが進む可能性も考えられます。しかしまた、上記にて「今後の友達関係を考慮して」村内の教育・保育事業を希望されるという方

の割合が多かった事から、学校教育を受けたいという実際のニーズと現状の開きも予想されます。今後の保育所の保育内容や建て替えの方針において、参考にしていく必要があると思われま

◆地域の子育て支援事業の利用状況・利用希望

「利用していない」が約 83%、うち「今後利用したい」が約 23%

地域の子育て支援事業の利用状況は、「子育て支援センター」が約 14%となっており、「利用していない」がほとんどを占めています。問 14 で【「定期的な教育・保育事業」を利用していない】と答えた方で、問 16 で子育て支援拠点事業を「3.利用していない」と答えた方は、約 7割の方が「1.今後は利用したい」と回答されていますが、ますます利用促進を図る必要があると思われま

◆土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望

「利用したい」が約 62%、うち「月に 1~2 回」が約 39%

土曜の利用希望は約 6割を占め、そのうち「月に 1~2 回」が約 39%と比較的高い希望となっています。ほぼ毎週利用したい方は 23%となっており、平日と同様に利用が求められると考えられま

◆日曜、休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「利用したい」が約 27%、うち「月に 1~2 回」が約 22%

日曜、休日等の利用希望は少数ではありますが、ほとんどの方が月に 1~2 回利用したいと回答しています。

◆幼稚園の長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

「利用したい」が約 65%

利用希望のある方は、「ほぼ毎日」が約 35%、「週に数日利用したい」が約 30%と週に数日利用したい方が増加しているようです。たまに利用されたい理由は、私用のためと回答されている方がほとんどです。

◆病児・病後児保育の利用希望

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約 19%

「利用したいと思わない」理由としては、「親が仕事を休んで対応する」が約 29%、「他人に見てもらうのが不安」「利用料がかかる」などの回答もありました。利用したいが、経済的理由や不安等から預けにくさがあると思われま

◆一時預かり等の利用状況・利用希望

「利用していない」が約 90%、うち「必要がない」が約 60%

利用していない方がほとんどを占めますが、その理由に「利用料がかかる」が約 14%あり、経済的負担を感じている方が多いよう

◆放課後児童クラブの利用希望

「利用したい」が約 43%、うち「週 5 日利用したい」が約 59%

小学校 3 年生までの放課後児童クラブの利用希望が多くありました。4 年生以降はほとんど毎日利用したいと希望される方が多い反面、習い事に行かせたい方や低学年の時よりも自宅で過ごさせたいという方も増えています。土曜日の利用希望は、高学年になっても利用したい方が約 36%と多く、日曜・祝祭日は 75%の方が必要ないと回答されています。長期休暇中は約 88%の方が利用希望されており、時間帯も放課後と同じ時間帯までを希望されています。

◆育児休業の取得状況

「母親」は約 58%、「父親」が 8%取得

育児休業は、父親においてはH27年度1%に比べると若干増加していますが、ほとんどが取得していないのは変わらず、母親と父親では取得状況に開きが出ています。母親は子どもが生まれたとき「働いていなかった」が約 36%あります。取得していない理由としては「早く復帰したかった」が一番多くありました。また、実際に取得されている期間は、最長 1 歳 9 か月となっていますが、希望される取得期間は 2 歳以上と回答される方が 20%以上あります。実際の取得期間と希望の取得期間の差は、平均 7 か月となっていて、多くの方がもっと長い期間の育児休業を取得したいと希望されていることがわかります。なお、育児休業取得後職場復帰した方は約 64%と、職場復帰についてはある程度定着してきたようです。

◆日吉津保育所について 特色ある保育の希望について

「体づくり」が約 48%「小学校との連携」が約 32%

約 48%の方が体づくりに力を入れてほしいと回答されました。

◆日吉津村における子育ての環境や支援への満足度

「普通」以上で「満足度が高い」と感じている方は、約 80%

ニーズ調査に回答された方のうち約 90%の方に回答していただき、約 80%の方が満足されているようです。今後も、土日の支援や一時預かり等の利用希望も踏まえながら、村民のニーズに合った子育て支援に努めてまいります。

※ニーズ調査結果については、参考資料を参照

1 基本理念

子どもは、その親にとってはもちろんのこと、将来の日吉津村を支えていく一員として、地域全体の「宝」であると言えます。

その子どもたちの健やかな成長に第一義的な責任を有するのは、親であることは言うまでもありませんが、子どもや子育てを取り巻く環境の急激な変化により、子どもを産み育てにくい現状があり、喜びを感じながら子育てができるよう、より一層、地域全体で支援していくことが求められています。

そこで、行政・地域・家庭が子育て支援の重要性について共通認識を持つとともに、本村における課題解決を図りながら、相互に連携、支えあいながら、子どもだけでなく、大人、そして地域も一緒に成長できるような村づくりを目指し、併せて次世代育成支援行動計画（子育て応援プラン）の基本理念を継承するため、「みんなで支え 育もう 次代を担うひえづの子」を基本理念としてこの計画を推進していきます。

み 皆んなで支え ささ 育もう はぐく 次代を担うひえづの子 じだい にな こ

2 基本的視点

基本理念と合わせ、この計画の内容については、以下の視点に立ったものとします。

■視点1 子どもの視点を尊重します

我が国は、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」（※2）の締約国としても、子どもに関わる種々の権利（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）が擁護されるように施策を推進することが求められています。このような中、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

■視点2 すべての子どもと子育て家庭を支援します

子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

■視点3 地域全体で子育てを支援します

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるように“地域”の力と“行政”とが協働し、子育てに関わる全ての人とその喜びを感じるために地域全体で子育てを支援します。

（※2）こどもの権利条約…子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界の全ての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しており、1989年第44回国連総会で採択され、1990年発効。日本では1994年に批准した。

3 基本目標

基本理念の実現のために、次の基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

■目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの育児に関わる様々な負担感、不安感などの悩みの解消を目指し、身近な相談や緊急性・専門性の高い相談などあらゆる相談に対応できるよう、相談体制の強化を図るとともに、学習機会の充実を図ります。

また、地域における子育て力を活用し、交流の場づくりを進めるとともに、子育て支援事業の整備・充実と適切な情報提供、関係機関・団体による子育て支援ネットワークの充実を図ります。

さらに、安心して子どもを預けることのできる教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育など様々な保育事業の拡充や質を確保した上で、子どもの受け皿の整備を図るとともに、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

■目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

母子保健コーディネーターを中心とした妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保はもちろん、母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、安全に安心して子どもを産み育てることができるよう支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じた妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな切れ目のない支援の充実を図ります。

また、食育の推進や思春期における学校保健の充実、医療体制の充実などを図りながら、生涯にわたる心身の健康な生活の基礎を築きます。

■目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進

未来を担う子どもたち一人ひとりの個性と無限の可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、保育所、学校等が連携し、子どもが夢や希望を持って学ぶことができる教育内容の充実や学習環境の向上を図ります。

また、次代の親づくりも視野に置きながら、子どもたちの男女共同参画意識の醸成や乳幼児との交流などを推進するとともに、家庭や地域においても適切な教育、指導ができるよう、親と子が互いに学び合う学習機会や情報の提供など親子のふれあいを重視した取り組みを行います。

■目標4 仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭の両立の実現に向けて、地域の企業や関係機関・団体等との連携・協力のもと、地域の実情や特性を踏まえ、地域に根ざしたワーク・ライフ・バランスのあり方を模索するとともに、子育てに配慮した企業の取り組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組みます。

また、父親と母親が子育てを協力しあい、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、男女共同参画の意識づくりを図ります。

さらに、働きながら子どもを育てている人のために、延長保育や一時預かりなどの保育サービスの充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

■目標5 安全・安心できる環境づくり

公共施設を中心に、子育て家庭に配慮した改善、バリアフリー化等を進め、子育て中の家庭が安心して快適に出かけられるようにするとともに、子どもたちが安全にのびのびと遊べる環境づくりを進めます。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、地域の実情に即し、子どもの視点に立った道路等の整備、交通安全教育や防犯対策などを進めるとともに、地域住民と連携して子どもたちを地域全体で見守る活動を推進します。

さらに、万一被害にあった場合の心のケアなどにも配慮していきます。

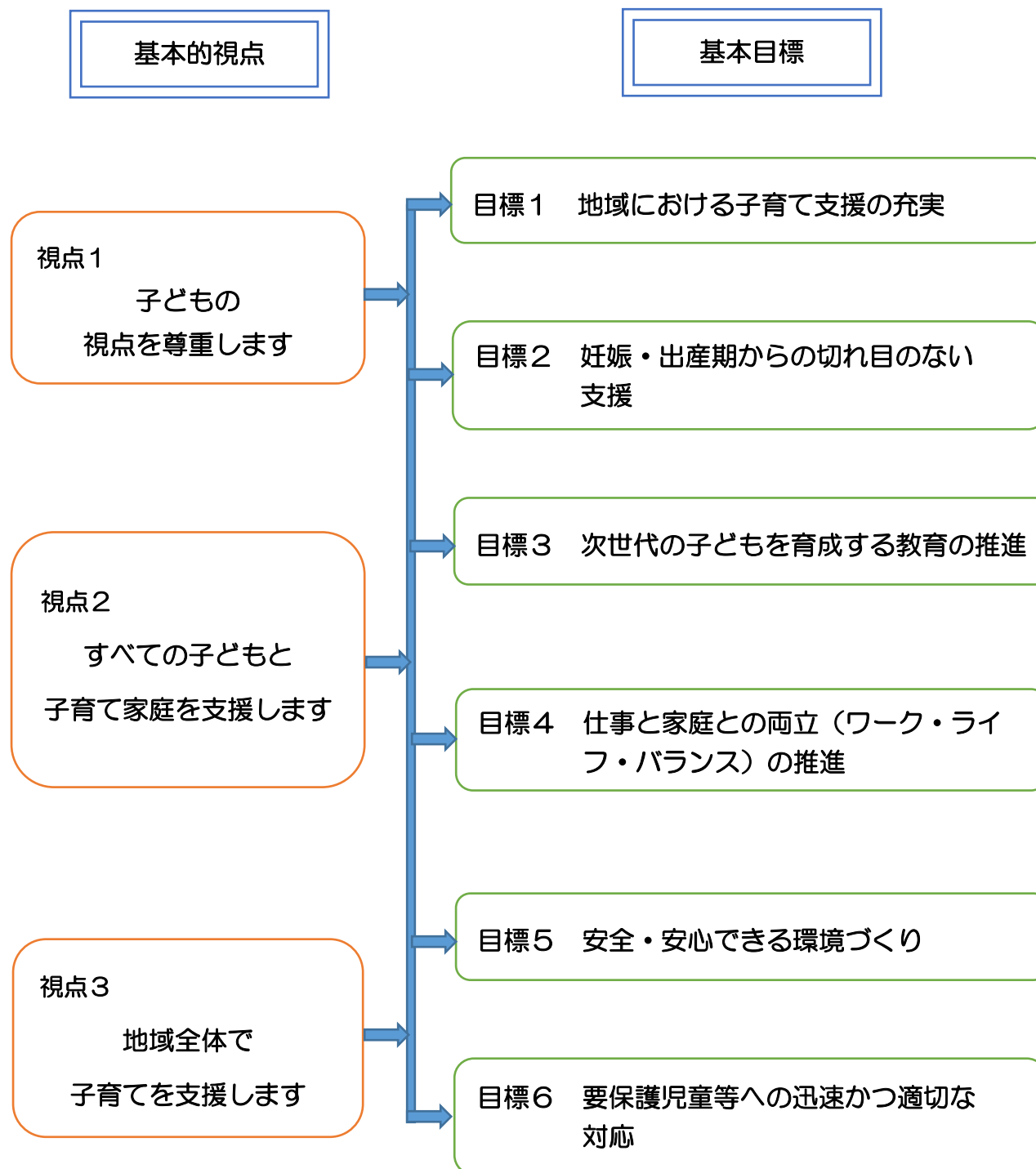
■目標6 要保護児童等への迅速かつ適切な対応

子どもの命や人権に関わる児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図るとともに、不登校・ひきこもり児など保護を要する児童の適切な支援に努めます。

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感が見られ、子育てに関する情報や支援が必要であります。また、障がいのある子どもも、障がいの有無に関わらず、共に成長できるような配慮が必要となります。

このように、特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

4 施策の体系



目標1 地域における子育て支援の充実

1 地域における子育て支援サービスの充実

【現況と課題】

少子化、核家族化等が進行するなかで、地域における人間関係が次第に希薄化し、気軽に相談したり預けたりできる相手がおらず、情報を得る方法もわからないなど、悩みを解決することが困難な状況にある家庭が現在も増え続けています。

こうした悩み・不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、行政、地域、家庭それぞれが、子育ての意義・重要性についての共通認識を持ち、相互に連携し、支え合いながら、全体で子育てを支援する基盤形成を目指し、様々な地域子ども・子育て支援に取り組んでいます。しかし現状では、事業内容の周知が十分でなかったり、気軽に利用しにくいという意見もあります。

今後は、更に子育てに関する相談体制を強化しながら、利用者目線に立った広報・啓発を行い、気軽に利用しやすい事業形態を検討していく必要があります。

【施策の方向】

【広報・啓発】

- ・地域全体で子育てを支援していくことの意義・重要性について、講演会の開催など村全体で共通認識を深めるための啓発活動を推進します。
- ・村の広報誌、ホームページ、CATV、SNSなどを活用し、利用者目線にも配慮しながら、子育て支援に関する情報提供を積極的に行います。

【地域子育て支援拠点事業】

- ・子育て支援センター「ちゅーりっぷ」において育児に関する相談や情報提供等を行い、地域における子育て支援の充実を図ります。

【ファミリー・サポート・センター事業】

- ・子育て家庭における子育てに対する負担感の解消に繋がるよう、会員組織の拡充を図り、より利用しやすく、多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう努めます。

【乳幼児健康支援デイサービス（病児・病後児保育事業）】

- ・医療機関に併設の委託施設において、一時的にお子さんをお預かりすることで、仕事の都合などで家庭での保育が困難な保護者を支援します。

【子育て短期支援事業】

- ・保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等でお預かりすることによって、家庭への子育て支援を図ります。

【養育支援訪問事業】

- ・育児ストレス、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師・助産師等が訪問し、指導や助言を行うことで養育環境を整えるための支援を行います。

【利用者支援事業】

- ・子どもやその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、健診会場や子育て支援センター「ちゅーりっぷ」などで情報収集と提供に努めます。

2 子育て支援のネットワークづくり

【現況と課題】

村内では、民生児童委員、子育てサークル、お話グループなど子育てに関わる様々な関係機関・団体が活動されています。

子育て支援サービス全般の質の向上を図るために、これらの関係機関・団体をネットワーク化し、情報交換や相互の連携を深めることが重要であるとともに、新たな人材を発掘、養成し、子育て支援の輪を地域に広げていくことが必要です。

【施策の方向】

【地域子育て支援拠点事業（再掲）・児童館・子育てサークル「ひまわり」・お話グループ「ひなたぼっこ」・朗読ボランティア「やまびこ」】

- ・子育て支援センターを中心に、地域ぐるみで子育てを支援する関係機関・団体のネットワークを構築します。

【民生児童委員・要保護児童対策地域協議会・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）】

- ・研修等を通じて、子育てを支援する人材の発掘・養成に努めます。

【子育て支援アドバイザー】

- ・児童館、子育て支援センターと小学校、保育所等との効果的な連携を図ります。

3 放課後児童対策の推進

【現況と課題】

核家族化の進行と共働き家庭の増加などにより、放課後、帰宅しても保護者等のいない児童が年々増えており、本村では、放課後児童対策のため、小学校6年生までの児童を対象に、遊びを主とする児童館での健全育成活動を行っています。児童館の預

かり時間については、引き続き保育所の保育時間を参考にしながら検討を加えていきます。

また、平成23年度からは、小学校開校日の放課後には児童館を利用していない子どもに対しても、小学校図書館棟まなびルームを利用した夏休みの長期休業中の児童の預かり（夏休みひえづっ子クラブ）を実施しています。今後も工夫を凝らしながら更なる充実を図っていきます。

【施策の方向】

【児童館・放課後児童健全育成事業・夏休みひえづっ子クラブ】

- ・児童館と放課後児童クラブとの連携を図りながら、児童の健全育成を図ります。
- ・長期休業中の預かり事業「夏休みひえづっ子クラブ」の充実を図ります。
- ・障がい児の受入、利用時間の延長などニーズに応じて柔軟に対応します。

【放課後学習支援事業】

- ・指導員と学生ボランティアの協力により、小学5・6年生の子どもを対象にした放課後学習支援の充実を図ります。

【要保護児童に対する支援に資する事業】

- ・使用料の減免規程により、困窮している子育て家庭の支援に努めます。

【カルチャー土曜塾】

- ・学校・家庭・地域の連携協力により、多様な経験や技能を持つ地域の人材を活用した土曜日ならではの多様なプログラムを継続的に実施する、土曜日の教育支援体制の構築を図ることで、豊かな学びを通じて子どもたちの社会を生き抜く力を育成します。

【乳幼児健康支援デイサービス（病児・病後児保育事業）（再掲）】

- ・医療機関に併設の委託施設において、一時的にお子さんをお預かりすることで、仕事の都合などで家庭での保育が困難な保護者を支援します。

目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

本村では、「子どもたちが心も体も健やかに育つ村づくり」をテーマに、平成9年に策定した母子保健計画により、母子保健施策の充実に取り組んできました。その後、次世代育成支援行動計画の中に包括し、一体的な子育て支援に取り組んできました。

一方で、核家族化や都市化の進展、地域の育児支援力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安・ストレスの増大、子どもの心の問題、児童虐待など新たな課題が生じてきました。

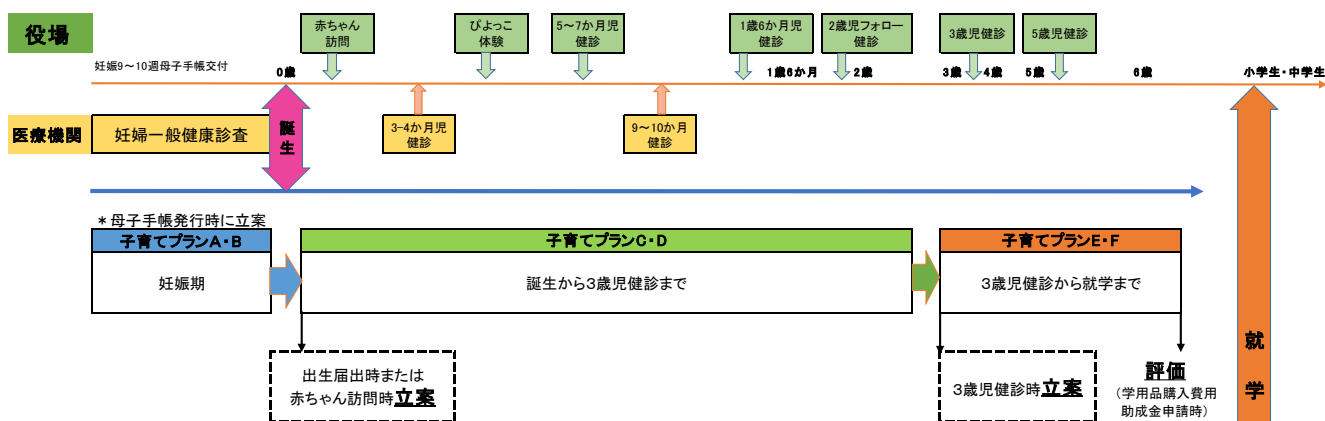
このように、子育ての多様化、更なる専門的支援の必要性に伴い、これからの母子保健対策は、単に母子の健康を維持・増進していくことだけでなく、妊娠期から出産期、そして子育て期まで、切れ目のない様々な支援をしていくことが必要とされています。

この計画の策定とともに、母子保健コーディネーターを配置するなど保健師等の体制整備を実施し、他機関、他職種と連携を図りながら、他の分野と一体的に推進します。併せて、豊かな人生を育んでいく基礎となる食育の推進にも取り組み、日吉津版ネウボラの構築を目指しています。

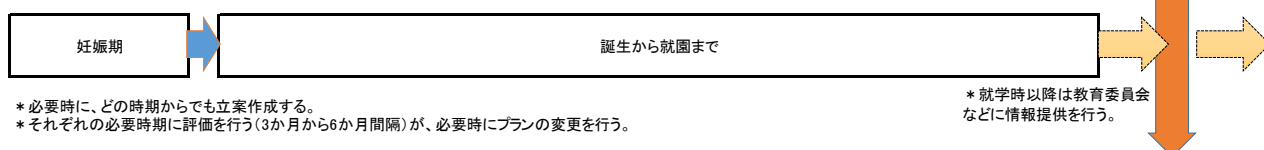
※ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」を意味し、妊娠・出産・子育てに関する支援施設のことをいいます。

日吉津版ネウボラは、妊婦や親子が安心して出産、育児が出来るよう妊娠期から就学前まで切れ目のない支援を行うことを目的とし、子育てプラン・子育て応援プランを作成するなど、母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等により支援しています。

日吉津村子育てプラン(妊婦出生児全数対象)



日吉津村子育て応援プラン



1 子どもや親の健康の確保

【現況と課題】

子どもを産み育てていく過程においては、大きな喜びを感じる一方で、さまざまな不安・悩みも見られます。出産前後の健康管理と合わせ、こうした育児不安をいかに解消していくかが大きな課題となっています。

また、子どもたちが生涯にわたり健康な生活を送るためには、妊娠期からの一貫した健康管理・増進を図る必要があります。

そして、当事者だけの問題にとどまらず、本人を取り巻く周囲の環境などが子どもや親の健康の確保に影響を及ぼすことが明らかであり、行政、地域、保育所、学校、家庭等が十分な連携を保ちながら取組みを進めていくことが重要です。

①健康診査の充実

妊婦及び乳幼児に対する健康診査については、従来から医療機関委託及び集団で実施しているところですが、育児支援、児童虐待の早期発見・防止の観点も併せ持ちながら、受診率の向上とともに、受診者の満足度が上がるよう努める必要があります。

さらに、「軽度発達障害」など、特性を持った子どもたちへの育児支援などが課題となっています。

②父親の育児参加の促進

父親の育児への理解と協力は、母親の不安や孤立感を軽減させ、良好な母子関係をつくるとともに子どもの健やかな成長・発達を促すことから、父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。ニーズ調査の結果によると、以前よりも意識が高まってきているようですが、引き続き対策と促進を図っていきます。またそれに伴い、父親への負担感が増える事も予想されるため、今後は父親への支援も考えていく必要があります。

③相談体制の充実

母親の出産前後の心身両面のケアはもとより、育児不安やストレス、子どもの心の健康、児童虐待など様々な問題について専用メールやSNSを活用し、常時相談に応じられる体制づくりが必要です。

【施策の方向】

【妊娠・出産包括支援事業】

- ・妊娠期から学童期まで、家庭の状況に適した切れ目のない支援を行えるよう母子保健コーディネーターを配置するなど保健師等の体制を強化するとともに、健康診査、訪問指導や相談体制の充実を図ります。

【男女共同参画事業】

- ・性別による固定的な役割分担意識を解消し、家族を構成する男女相互が協力して子育てできるよう、意識の啓発、環境づくりを図ります。

【育児学級】

- ・父親の積極的な参加を促すとともに、保護者が子どもを育てる実感がもてるよう内容を工夫していきます。

【乳幼児の健全発達支援（発達障がい支援）】

- ・子育て支援センター等関係機関と連携をとり、いつでも気軽に相談ができる体制の整備を図ります。

【乳幼児健診】

- ・母子保健法に基づき、3～10か月、1歳6か月児、2歳・3歳・5歳児健診を実施し、乳幼児の病気の予防と早期発見や年齢に応じた成長・発達の確認など、健康の保持・増進を図ります。

【ブックスタート】

- ・5～7か月児健診対象者に、絵本のプレゼントを行っています。健診会場で図書館司書による絵本の読み聞かせ等を行い、絵本を通じて親子の触れ合いや情緒の安定を図り「赤ちゃんとお絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えています。

【妊婦健康診査】

- ・母子保健法に基づき、医療管理を行い、妊婦や胎児の健康状態を把握するとともに、母体の健康増進や胎児の成長を促し、適時に必要に応じた医療や医学的検査を受診できるようその費用を負担します。

【産後健康診査】

- ・出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状態を把握し、産後うつ予防や新生児の虐待防止等を図り、産後の初期段階における母子の支援を強化するためにその費用を負担します。

【産後ケア】

- ・産後ご家族等の支援が得られないお母さんと赤ちゃんに、施設においてデイケア（日帰り）やショートステイ（宿泊）で母子のケア、育児相談、授乳指導等を提供します。

2 「食育」の推進

【現況と課題】

食生活は、健康寿命を延ばすための重要な要素の1つであるとともに、心身の発達などにも重要な役割を果たしています。

そして、生きていく上で欠かせない「食」をめぐる環境が大きく変化している中、子どもの頃からの様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようになることが必要となります。

食べ物が豊富にあり簡単に手に入るようになった反面、食を軽視するような傾向があるため、今後も食生活改善推進委員会や保育所、学校等関係機関と連携を図りながら、学習の機会や情報提供を進めるなど、さらに取組みを進めていかなければなりません。

なお、この計画は、食育基本法第18条第1項の規定に基づき、国の食育推進基本計画及び鳥取県食育推進計画を基本とし、日吉津村における子どもの食育を推進するための計画としても位置付けることとします。

【施策の方向】

○「食育」における重点目標

【よい食習慣を身につける】

- ・ 1日3食、規則正しく食事を摂りましょう。
- ・ 主食・主菜・副菜を揃え、バランスのとれた食事を摂りましょう。
- ・ 規則正しい生活リズムを身につけましょう。

【地産地消で食環境をつくる】

- ・ 体験や交流を通じて、生産者と消費者の距離を縮めましょう。
- ・ 食の安全・安心にも意識を高め、理解を深めましょう。

【食の大切さを伝える】

- ・ 食に対する感謝の気持ちを育みましょう。
- ・ 健康で豊かな生涯を送るため、食について学びましょう。

○ライフステージでの取り組み

【乳幼児期】

- ・ 食べる意欲の基礎をつくり、食の体験を広げます。

【学童・思春期】

- ・ 食の体験を深め、自分らしい食生活を実現します。

○分野ごとの取り組み

～家庭での取り組み～

【食生活改善推進員会】

- ・ 毎日の生活を送る場として、日常生活において子どもの頃からよい食習慣や基本的なマナーを習得し、「食」への関心や理解を深めて伝えていく重要な役割を担っています。食に感謝する心や好ましい食生活の知識を広げるため、様々な食育活動へ積極的に参加し、食生活を見直しながら家族全員が健康で明るく楽しい食生活を実践するための取り組みを進めます。

～保育所・小学校・中学校での取り組み～

【給食・給食委員会・給食試食会】

- ・ 保育所や学校など集団生活の場での「食」に関する様々な体験は、心身の健全な育成に重要な役割を果たし、その後の食生活にも大きな影響を与えます。食育指導年間計画を作成し、給食時間や行事など色々な機会を積極的に活用した継続的な食育の推進が求められています。
- ・ 家庭や保護者への「食」に関する情報提供を行うとともに、保護者・地域・生産者・事業者と連携し、効果的な指導を実施します。

～地域での取り組み～

【食生活改善推進員会（再掲）】

- ・ 家族形態が複雑化する中、乳幼児から高齢者までが生活を営むのが地域で、この地域の役割はとて大きなものになっています。高齢者の豊かな知識や体験を活かして世代間交流を図り、特色のある食材や地域の食文化を伝承していくことが重要です。
- ・ 心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、関係団体や住民組織等

が連携しながら、食育体験を広く実践されるよう働きかけます。
～行政での取り組み～

【離乳食講習会・各種教室・栄養相談】

- ・乳幼児から高齢者まで、食育に関係する事業を実施しています。食事バランス・生活リズムを整えることの大切さや、食育の日・食育月間の普及など、村の食育が推進できるよう関係部署で情報を共有しながら調整を図り、各分野との連携を強化していくことが重要な役割となっています。
- ・様々な事業を通して、食育に関する情報提供を図りながら、各分野が主体的に取り組むことができるよう支援していきます。

3 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、人間の一生の中で身体及び精神面における発達が著しい時期ですが、一方で身体と精神の成長が不均衡になりがちで、性行動の低年齢化、薬物乱用、引きこもりなど、多くの社会的問題が発生しています。

この時期の問題への対応が将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤形成、母性・父性の育成において重要な時期と位置づけ、学校、地域と連携をとりながら相談体制の強化や健康教育の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

【性教育の充実・薬物乱用防止教育（鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例）】

- ・思春期におけるさまざまな問題について学習する機会や体験の機会を設けるとともに、啓発活動を推進します。

【学校保健委員会】

- ・学校保健と地域保健の連携を密にし、相談体制の充実を図ります。

4 小児医療の充実

【現況と課題】

村内には小児科の専門医院はないものの、近隣の米子市内には多くの小児科医院が存在し、恵まれた環境にあるといえますが、乳幼児から小児等の急な発病に対応できるよう、引き続き、かかりつけ医の定着と小児救急医療体制の整備に努めていく必要があります。

【施策の方向】

【乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児相談・育児相談】

- ・かかりつけ医の定着を図るため、必要な情報提供を行います。
- ・広域的な枠組のなかで、小児医療のあり方等について検討していきます。

目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進

1 次代の親の育成

【現況と課題】

「次世代育成は次代の親づくりである」との認識のもと、これから親となる世代を中心に、子どもを思いやり、愛する気持ち、命の大切さ、また親になることの責任や子育ての意義を実感できるようにすることが重要です。

また、子育てに限らず、固定的な男女の役割分担意識を改革し、男女共同参画型社会の実現を目指した取組みが必要です。

こうした観点から、乳幼児と触れ合う体験の場を設けるとともに、教育現場等における学習の機会を充実させていくことが必要です。

【施策の方向】

【男女共同参画事業（再掲）・職場体験学習】

- ・保育所等において、中・高校生が乳幼児と交流する機会を提供します。

【人権学習】

- ・学校教育の中で、子育ての意義、男女平等に関する学習を進めていきます。

2 学校の教育環境等の整備

【現況と課題】

少子高齢化、グローバル化の進行やAI（人工知能）の発展等社会の大きな変化の中で、これからの教育には子どもたちの学ぶ意欲を高め、知識・技能を習得させることに加えて、様々な変化に積極的に向き合い他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し新しい考えや価値を生み出していけるようにすることが求められます。

いじめや不登校、子どもの心の問題など様々な課題に対応するために、教育現場において子どもの思いや願いを把握しやすい環境を整えることが必要です。そのために、少人数学級などにより個の実態に応じたきめ細かな指導や地域の教育力を活用した教材の開発、体験活動の設定など、子どもたちがのびのびと学べる環境づくりが重要です。

これまで学校は「地域に開かれた学校」を目指してきました。学校と地域がパートナーとして連携・協働するためにそこから一歩踏み出して、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと変換していく必要があります。

【施策の方向】

【保幼小連携事業】

- ・小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中座ってられないなど学校生活に馴染めない状態が続く、いわゆる「小1プロブレム」の解消にむけて、保幼小連携を進めながら教育内容等の充実を図り、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

【少人数学級】

- ・子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、少人数学級や特別支援体制等の教育環境等の整備を図ります。

【スクールカウンセラー巡回訪問】

- ・専門的な知識や経験を有する人材による助言や指導を積極的に受け入れ、配慮の必要な子どもの早期発見、適切な職員体制の整備、家庭との連携・指導に努めます。また、いじめや不登校、非行などの問題行動の早期発見、未然防止を図ります。

【学校評議員】

- ・地域に開かれた学校づくりと学校及び地域の特色を生かした教育活動を推進するため、学校評議員制度を実施します。

【スクールソーシャルワーカーによる環境整備】

- ・社会福祉に関する専門的な価値、知識や技術を有する人材が、課題を抱えた子どもの最善の利益を保障するため、子どもが置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などを行い、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図ります。

【地域とともにある学校へ】

- ・学校教育を含めた子どもたちの教育の質を向上させるために、学校運営や必要な支援等に関する保護者や地域住民等の意見を反映できる仕組みづくりを図ります。

3 家庭や地域の教育力の向上

【現況と課題】

核家族化や都市化の進展とともに、世代間、地域内での人間関係が希薄化し、家庭や地域における教育力の低下が問題となっています。

基本的倫理観、他人に対する思いやり、社会的なマナー、自制心や自立心などを育成するうえで家庭における教育がなにより重要です。共働き家庭が増えているなかで、子どもに関わる時間が少なくなっているのが現状であり、家庭の教育力向上を支援するため、学習機会や情報提供を進めていく必要があります。

また、地域における人と人とのつながりが弱まるなか、子どもたちが家族以外との豊かな人間関係を築く機会が少なくなっています。さまざまな技能や知識、経験等を持つ地域の人材を活用しながら、自治会等地域コミュニティーにおける異世代間の交流活動などを推進していくことが必要です。

【施策の方向】

【地域間交流事業（小学校・保育所・児童館）・地域子育て支援事業パンフレット

- ・ 育児学級（再掲）
- ・ 育児に関する研修会や講演会などを通じて、家庭の教育力向上を図ります。

【異世代間交流活動】

- ・ 自治会等における異世代の交流など地域の教育力を高める活動を支援していきます。
- ・ 伝統行事、農業体験、草取り、読み語りなどを通して積極的に交流を図り、地域社会全体が子どもを見守る存在である意識づくりを推進します。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現況と課題】

一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、PCソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対して悪影響を及ぼすことが懸念されています。

関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけるなど、有害環境排除への取組みを進める必要があります。

【施策の方向】

【青少年育成村民会議・青色回転灯地域安全パトロール】

- ・ 雑誌やビデオ等、性や暴力等の有害情報に対して、地域住民、関係機関とも連携・協力し、村内の有害環境の調査・浄化活動を推進します。

【薬物乱用防止教育（鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例）（再掲）】

- ・ 全国的に危険ドラッグを原因とする深刻な事故等が多発していることを受け、鳥取県では、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を大幅に改正し、平成26年11月17日から施行されました。薬物の摂取による被害の発生を未然に防止し、子どもの安全及び平穩の確保を図り、安心して暮らすことができる地域社会を維持するため、教育や啓発情報提供に努めます。

【箕蚊屋中学校区一斉ノーメディアデー】

- ・ 携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、インターネットの不適切な使用による個人情報の漏えいやいじめ問題が多発しています。出会い系サイトや専用アプリなどによる性犯罪に巻き込まれないためにも、正しい利用環境についての広報・周知、マナー向上のための啓発活動を行います。

目標4 仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

1 保育サービスの充実

【現況と課題】

保育サービスの中心的役割を担う保育所は、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有しています。

本村には、公立の保育所が1ヵ所あり、小規模保育所が2ヵ所あります。0歳児が増加傾向にありますが、現在は定員内で収まっています。今後は定員割れが進む可能性も見込まれるため、保育所で力を入れている“就学に向けての体幹づくり”等の特色を生かしながら、現在取り組んでいる保育サービスをより充実させていく必要があります。更に、民間施設も含めた保育士の適正配置や資質の向上、多様な保育サービスに対応できる体制づくり等の充実を図り、子どもの最善の利益が尊重される中で、保護者にとっても安心して働きやすい環境を整えていく事も重要になってきます。

【施策の方向】

【職員体制整備・保育の質の向上のための研修事業】

- ・入所児童の低年齢化する中での保育士の適正配置と、職員の資質の向上を図るために園内外で開催される研修に、積極的に参加します。

【延長保育事業】

- ・保護者の就労形態や世帯の状況に応じて、必要な保育が提供できるよう延長保育を実施します。

【民間事業者の参入を促進するための事業】

- ・民間事業者（小規模保育事業者等）の参入促進に関する調査研究や設置、運営を促進することで待機児童の解消に努めます。

【広域入所】

- ・里帰り出産や転出入時の村外保育所への入所や教育施設の利用については、他自治体との連携を密にして可能な限り対応します。

【園庭開放】

- ・保育所開所日には園庭を開放し、安全な遊び場を提供し、入所児童との交流を図ります。

【地域活動事業（入所前交流）】

- ・育児学級、行事への未入所児童の参加などを積極的に行い、開かれた保育所を目指します。

【乳幼児健康支援デイサービス（病児・病後児保育事業）（再掲）】

【障がい児保育】

- ・心身に障がいのあるお子さんに対し、専門機関と連携しながら、専任保育士による必要な保育を実施し、障がい児の心身の成長発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養い、障がい児の福祉の増進を図ります。

【一時預かり事業】

- ・ミライトひえづの開館に合わせて、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業の実施を開始し、子育てを支援します。

2 仕事と家庭の両立支援

【現況と課題】

すべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識など、仕事と家庭生活の両立を阻害する諸要因を解消していくことが必要です。

また、保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実のほか、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度の広報・啓発、情報提供等について、国・県・関係団体と連携を図りながら、積極的に推進していくことが必要です。

【施策の方向】

【妊娠・出産包括支援事業】

- ・地域子育て支援パンフレットや子育て支援ファイルを配布し、その時期に必要な手続きやサポート体制等の相談・支援を行うとともに、子育てをしながら仕事をする親が活用できる制度や手当の啓発・周知を図ります。

【男女共同参画事業（再掲）】

- ・国、県と連携をとりながら、育児休業を取得しやすい職場づくりや子育て期間中の勤務時間の短縮などについて、事業所等への働きかけを行います。

【放課後児童健全育成事業（再掲）】

【ファミリー・サポート・センター事業（再掲）】

目標5 安全・安心できる環境づくり

1 子育てに配慮した施設等の整備

【現況と課題】

車社会の進展により、道路等の交通環境の整備が進められていますが、交通量の増加、段差、障害物など、乳幼児を連れて外出するときに危険と思われる箇所がまだまだ見受けられます。

また、公共施設のバリアフリー化が進んでいるものの、授乳やおむつ交換をする場所がないなど、子育てしやすい環境という面ではまだまだ不十分であり、今後、整備を進めていく必要があります。

【施策の方向】

【通学路の安全点検】

- ・安全で安心な歩行空間として、主要な路線や通学路等の歩道の整備等、危険箇所の解消に努めます。

【公共施設のバリアフリー化】

- ・公共施設への授乳スペースやおむつ交換場所の設置を推進します。

2 安全な遊び場の確保

【現況と課題】

子どもの健全な成長にとって、「遊び」は重要な要素です。本来、子どもの遊び場は地域に広がっていて、そこでは、異年代間の人々との交流・体験も行われていました。しかし、最近の子どもは屋外で仲間と一緒に遊ぶことや地域社会と関わる機会が少なくなってきたおり、本村においても、普段、家の中で一人で過ごす子どもが多くなっています。子どもたちが、安心して遊べる場所や交流・体験ができる場を確保することが重要です。

【施策の方向】

【ヴィンステひえづ】

- ・ひえづっ子広場や図書館の開放を行います。

【公共施設安全点検・児童館（再掲）・子ども図書館一般開放】

- ・自治会公民館等にある遊び場への支援に努めます。
- ・子どもたちが安心して遊べる場所として公共施設の開放を進めます。また、定期的な施設の点検と修繕に努め、快適に過ごせる環境を整備します。

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現況と課題】

今や車は、私たちの生活になくてはならない存在となっていますが、一方で悲惨な交通事故が後を断ちません。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、児童館、学校、交通安全協会等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

【施策の方向】

【交通安全運動】

- ・チャイルドシートの着用の徹底を図ります。

【交通安全教室・通学路の安全点検（再掲）】

- ・教育現場等における安全教育や体験・実践型の交通安全教室の開催などを通じ、交通安全意識の高揚を図ります。

4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現況と課題】

全国的な犯罪の凶悪化等を背景に、犯罪に対する安全性の確保、安全で平穏な地域社会の形成が最重要視されています。特に、幼児等を対象とする誘拐事件や下校途中の児童等への声かけ事案が後を絶たない状況にあることから、その対策が急務となっています。

学校や保育所などそれぞれの施設において、子どもの安全を守る対策（緊急通報システム・防犯ブザー）を図っているところです。また、登下校時など普段目の行き届きにくい部分について、箕蚊屋中学校区ではボランティアによる「青色回転灯地域安全パトロール」が実践され、小学校でもボランティアによる「日吉津村こどもの安全見守り隊」が結成されて、登下校時に地域みんなで子どもの安全を確保する活動が行われています。

地域のコミュニケーションが活性化し、お互いに温かい声かけができたり、顔見知りの関係が生まれることが、子どもの安全や防犯への大きな一歩といわれています。登下校時にはバラつきがあり、安全確保の難しさがある中、地域の方々の協力による通学路の見守りなど、学校、家庭、地域との連携による子どもの安全確保対策を一層充実させていく必要があります。

【施策の方向】

【米子地区防犯協議会・青色回転灯地域安全パトロール（再掲）・日吉津村こどもの安全見守り隊・防犯教室】

- ・「子どもかけこみ110番」など地域で子どもを見守る運動を推進します。
- ・事件・事故発生時の迅速な情報の共有化やネットワーク化を図ります。

目標6 要保護児童等への迅速かつ適切な対応

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現況と課題】

ひとり親家庭の児童の育成を図るためには、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

【施策の方向】

【日吉津村福祉事務所・民生児童委員】

- ・ひとり親家庭が相談しやすい体制の充実を図ります。
- ・児童扶養手当や医療費助成などの制度周知と適正な利用を促進します。

【ファミリー・サポート・センター事業（再掲）】

2 障がい児施策の充実

【現況と課題】

子どもの健全な発育を促進するとともに、親が安心して子育てに取り組むことができるよう、子どもの発育の状態を適確に把握し、発達の遅れなどの心配があるときには、迅速に対応していくことが欠かせません。

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・保健・教育の分野が連携し、健康診査や障がい児保育・教育など一体的なサービスの提供に努めていきます。

障がい児（者）の福祉サービスについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、支援の必要度合いに応じてサービスの提供が行われていますが、まだ十分とは言えず、障がい児（者）にとって、社会参加を進めるための施策や地域社会の支援が求められています。

また、子育てを担う家族の支援として、身近な立場で相談相手や地域機関との連携役になるペアレントメンター（※3）の活動の啓発に努めます。

（※3）ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもを育てる先輩の親で、親の相談役となる人のことです。同じような悩みや経験、知識や地域の情報を生かして相談相手や地域機関との連携役になる支援者です。

【施策の方向】

【3・5歳児健診・健全発達支援（発達障がい支援）・保育所巡回相談】

- ・障がいや発育の遅れの早期発見に努めるとともに、保育所や児童館など関係機関の連携を強化して、一体的な支援を行います。

【障がい福祉サービス】

- ・自立支援給付（介護給付・訓練等給付・補装具の交付等）や地域生活支援事業（相談支援・移動支援・日常生活用具の給付又は貸与等）など、障がい児の福祉増進を図るため、障がい児の支援事業を推進します。

3 要保護児童対策地域協議会の運用

【現況と課題】

社会の急激な変化とともに、虐待を受けている子どもをはじめ、不登校・引きこもり児など保護を要する児童が増加し、その態様も多岐にわたっています。

こうした中、本村では、平成19年に要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもの心や命、人権に関わる問題の早期発見と保護を要する子どもへの適切な対応、保護者も含めた支援に取り組んできたところです。

今後は、ネットワーク機能の強化に努め、より密接な連携のもとで対応していきます。

【施策の方向】

【要保護児童対策地域協議会・民生児童委員（再掲）】

- ・要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化するとともに、児童虐待の早期発見、防止と要保護児童の適切な処遇に努めます。
- ・休日、夜間等緊急を要する事例にも即時対応できる体制強化を図ります。

4 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

厚生労働省の発表した「平成28年国民生活基礎調査の概況」によると、平成27年の子どもの貧困率は13.9%となっており、約7人に1人の子どもが貧困状態にあります。子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来に対して夢と希望を抱き、貧困の連鎖を断ち切れるよう支援の充実を図ります。

【施策の方向】

【相談支援体制と貧困への理解の促進】

- ・課題を抱える子どもや家庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる体制を構築します。
- ・生活に困窮している子育て家庭の困りごとについて、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。

【子育て家庭への経済的支援】

- ・子どもの健やかな成長のため、中学校修了時までの子どもの養育者に児童手当を支給します。
- ・特別医療など医療費助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

【子どもに対する学習支援】

- ・貧困の世代間の連鎖を断ち切り、積極的な人材育成を行うため、ボランティアなどによる学習支援を行います。公共施設で実施することにより、子どもの居場所の確保にもつなげます。

1 教育・保育提供区域の設定

日吉津村における教育・保育区域の設定を掲げます。この「教育・保育提供区域」とは、「子ども・子育て支援法第61条第2項第1号」において、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案して定める区域」とされており、ここに掲げた区域が利用の「量の見込み」やニーズに対する提供方策・提供量の算出の基本となります。

日吉津村では、村全体を1つの区域と設定しますが、幼児期の学校教育施設については、村内に対象施設がないため近隣市町との広域利用調整が必要となります。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援給付対象施設を利用するためには、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、村から「支給認定」を受ける必要があります。その認定区分については、以下のとおりです。また、新1号～新3号については、令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化における新制度に伴い追加され、認定の区分に新たに「子育てのための施設利用給付」の枠が設定されました。

認定	対象年齢	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳～5歳児	幼児期の学校教育のみ	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳児～5歳児	保育の必要性あり	保育所 認定こども園
3号認定	0歳児	保育の必要性あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業
	1～2歳児	保育の必要性あり	
新1号認定	満3歳～5歳児	幼児期の学校教育のみ	確認を受けない幼稚園
新2号認定	3歳児～5歳児	保育の必要性あり	確認を受けない幼稚園 認定こども園 新制度幼稚園等の預かり保育 認可外保育施設等
新3号認定	0～3歳	保育の必要性あり	確認を受けない幼稚園 認定こども園 認可外保育施設等

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、現在の幼稚園、保育所などの利用状況と、ニーズ調査で把握した「今後の利用希望」を踏まえて認定区分ごとに設定をしています。

これまで、村では、増大する保育の需要に対応するために、日吉津保育所職員の増員や施設の増改築等を行いながら定員の枠を超えた受入れを行ってきましたが、平成27年4月から、地域型保育事業にあたる民間の小規模保育所（A型）2施設を認可し、0～2歳児の保育定員を拡大しました。

また、共に日吉津の子どもを育むという観点から、日吉津保育所を小規模保育所の連携施設と位置付け、合同の職員研修の開催や保育交流に積極的に取り組み、良好で適切な保育が提供されるよう、推進体制を確保しています。

しかし、毎年、年度途中においての3歳未満児の待機児童の発生が懸念されています。これは、小規模保育園からの3歳以上児の保育所入所率が非常に高くなることで、その受け皿となる日吉津保育所での0～2歳児の受入れ枠を調整しているためです。

村では、今後の乳幼児数の推移に十分注意し、日吉津保育所の建替え等も視野に入れながら、小規模保育所の定員増への協議や地域型保育事業への新規参入企業の調査・開拓を引続き行い、必要な量の確保に努めます。

※地域型保育事業・・・小規模保育事業（利用定員6人～19人）、家庭的保育事業（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

平成27年度開設された地域型保育事業の概要は、下記のとおりです。

事業類型			利用定員	0歳児定員	1～2歳定員
小規模保育所	A型	パジャちゅうりっぷ保育園	15名	3名	12名
小規模保育所	A型	小規模保育園日吉津ベアーズ	15名	3名	12名

※いずれも施設定員は19名で認可。

※量の見込み数の算出方法

①ニーズ調査結果による家庭類型の振り分け

②推計児童数(各年度)×潜在家庭類型(割合)=家庭類型別児童数(人)

③家庭類型別児童数×利用意向率(各事業)=量の見込み(人)

【1号認定】満3歳～5歳児

幼児期の学校教育のみ

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		当初	実績	当初	実績	当初	当初	当初
①量の見込み		7		8		8	8	8
②確保内容	新制度幼稚園・認定こども園【広域利用】	7(3)	6(4)	8(3)	4(2)	8(3)	8(3)	8(3)
②-①		0	△1	0	△4	0	0	0

※新制度幼稚園・認定こども園を利用している方で保育の必要性がある場合には、1号認定と同時に新2号にも含まれる。()の数

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
1号認定		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み		5		6		5		3		3	
②確保内容	認定幼稚園・認定こども園【広域利用】	1	3	1	2	2	3	1	8	1	4
	確認を受けない幼稚園【広域利用】	4		5		3		2		2	※
②-①		—	△2	—	△4	—	△2	—	5	—	1

※=令和元年10月1日より新1号へ(保育料無償化における変更)

【2号認定】3歳児～5歳児保育の必要性

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		学校教育の強い希望	左記以外	学校教育の強い希望	左記以外	学校教育の強い希望	左記以外	学校教育の強い希望	左記以外	学校教育の強い希望	左記以外
①量の見込み		33(-7)	56	32(-7)	55	32(-7)	52	27(-7)	46	26(-7)	48
		当初	実績	当初	実績						
		82		80		77		66		67	
②確保内容	日吉津保育所	85	87	85	88	85		85		85	
	認定こども園 【広域利用】 ※企業主導型は除く	3	4	3	3	3		3		3	
②-①		6	9	8	11	11		22		21	

※学校教育の強い希望＝幼児期の学校教育の利用希望が強い・・・確保内容数は2号と、各年度3人ずつ新2号b(1号+新2)へ各年度4人ずつ新2号aへ分割する。2号【-7人】となる。

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
2号認定											
①量の見込み		89		92		108		96		100	
②確保内容	日吉津保育所	87	91	88	96	103	94	94	91	98	78
	認定こども園 【広域利用】	2	3	4	8	5	2	2	3	2	0
②-①		—	5	—	12	—	△12	—	△2	—	△22

【3号認定】0歳児 保育の必要性あり

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		当初	実績	当初	実績	当初	当初	当初
①量の見込み		13		13		14	14	14
②確保内容	日吉津保育所	9	8	9	6	9	9	9
	地域型保育事業	6	11	6	9	6	6	6
	広域利用 ※企業主導型は除く	1	2	1	1	1	1	1
②-①		3	8	2	3	2	2	2

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
3号認定(0)											
①量の見込み		16		15		15		15		15	
②確保内容	日吉津保育所	10	9	9	7	9	5	6	8	5	10
	地域型保育事業	6	6	6	11	6	10	6	9	10	10
	広域利用				1		2				1
②-①		—	△1	—	4	—	2	—	2	—	6

【3号認定】1～2歳児 保育の必要性あり

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		当初	実績	当初	実績	当初	当初	当初
①量の見込み		44		46		47	47	47
②確保内容	日吉津保育所	26	28	26	28	26	26	26
	地域型保育事業	24	20	24	21	24	24	24
	広域利用 ※企業主導型は除く		6	1	4	1	1	1
②-①			10	5	7	4	4	4

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
3号認定 (1~2)		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
① 量の見込み		58		61		60		53		53	
② 確保内容	日吉津保育所	34	29	37	23	31	29	24	22	29	25
	地域型保育事業	24	25	24	25	24	24	24	22	24	24
	広域利用		1		1		1		3		5
②-①		—	△3	—	△12	△5	△6	△5	△6	—	1

※令和元年度の実績はすべて10月1日時点のものです。

【新1号認定】満3歳～5歳児

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		実績	当初	実績	当初	実績	当初	当初	当初
				10		9		8	7
② 確保内容	確認を受けない幼稚園 【広域利用】	8	10	7	9	8	8	7	7
②-①		—	0	△3	0	△1	0	0	0

【新2号認定】3歳児～5歳児 (例：幼児教育+預かり保育無償)

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		実績	当初	実績	当初	実績	当初	当初	当初
				7		7		7	7
② 確保内容	a, 確認を受けない幼稚園 【広域利用】	4	4	4	4	9	4	4	4
	b, 新制度幼稚園 認定こども園 + 預かり保育 【広域利用】 (1号)	4	3	7	3	2	3	3	3
②-①		—	0	4	0	4	0	0	0

※新制度により、【b,新制度幼稚園・認定こども園+預かり保育】の利用数は、1号認定にも同時に含まれます。

【新3号認定】0～3歳 (満3歳になった日から最初の3月31日までの園児の住民税非課税世帯)

(0歳児クラスから2歳児クラスの園児の住民税非課税世帯) (単位：人)

		令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		実績	当初	実績	当初	実績	当初	当初	当初
				0		0		0	0
② 確保内容	確認を受けない幼稚園等 【広域利用】	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		—	0	0	0	0	0	0	0

【企業主導型保育園】 0～5歳児

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		実績	当初	実績	当初	実績	当初	当初	当初
			10		10		10	10	10
②確保内容	3～5歳	2	1	3	1	2	1	1	1
	0～2歳	14	9	15	9	15	9	9	9
②-①		—	0	8	0	7	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。なお、量の見込みは、該当する事業の現在の利用状況に、ニーズ調査で把握した「今後の利用希望」を踏まえて設定をします。

○利用者支援事業

平成26年度にモデル事業として、福祉保健課内に支援員を1名配置して事業を開始しました。日吉津村は母子保健型として、子どもとその保護者の身近な場所で、地域子ども・子育て支援事業の援助内容や利用方法、幼稚園や保育所入所の問合せ等の窓口対応を行います。子育て世帯の不安や困難さに耳を傾け、その家庭にあったサービスへと繋がります。

子育てサークルや子育て支援センター、乳幼児健診会場、育児学級・離乳食講習会、助産師相談会、親子でふれあいリトミック等に足を運んで、相談を受けたり、情報提供をしたりしています。また、必要と思われる場合には保育所にも訪問し、利用者が教育・保育・保健を円滑に利用できるよう、様々な機関と連携を取りながら調整を図り、それに伴った職員の研修についても支援を行っています。

(単位：人)

利用者支援事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	施設	見直し後	実績	見直し後	実績	当初	当初	当初
		1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	施設	1		1		1	1	1
②-①	施設	—	0	—	0	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

利用者支援事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
①量の見込み	施設	当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	施設	1		1		1		1		1	
②-①	施設	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

○延長保育事業

保育認定を受けた子どもにおいて、認定された利用時間（保育標準時間認定＝11時間、保育短時間認定＝8時間）以外の時間帯が延長保育事業の該当時間になります。

(単位：人)

延長保育事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	40	27	40	35	40	40	40
	施設	3	3	3	3	3	3	3
②確保内容	人数	40		40		40	40	40
	施設	3		3		3	3	3
②-①	人数	0	13	0	5	0	0	0
	施設	0	0	0	0	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

延長保育事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	27	31	28	35	32	40	38	37	38	23
	施設	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
②確保内容	人数	27		28		32		38		38	
	施設	3		3		3		3		3	
②-①	人数	—	△4	—	△7	—	△8	—	1	—	15
	施設	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、教育・保育施設等に支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用や行事への参加費について助成、また、新制度未移行園の利用者については、副食材料費を助成します。

(単位：人)

実費徴収に係る補足給付を行う事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	2	0	2	0	2	2	2
②確保内容	人数	2		2		2	2	2
②-①	人数	—	2	—	2	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

実費徴収に係る補足給付を行う事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	20	0	20	0	24	0	0	0	0	0
②確保内容	人数	20		20		24		0		0	
②-①	人数	—	20	—	20	—	24	—	0	—	

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

(単位：人)

放課後児童健全育成事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	45	45	45	45	45	45	45
	施設	1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	45		45		45	45	45
	施設	1		1		1	1	1
②-①	人数	0	0	0	0	0	0	0
	施設	0	0	0	0	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

放課後児童健全育成事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	60	55	60	55	60	55	55	45	55	45
	施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	60		60		60		60		60	
	施設	1		1		1		1		1	
②-①	人数	—	5	—	5	—	5	—	10	—	10
	施設	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

※「夏休みひえづっ子クラブ」の利用人数は含んでいません。

○子育て支援短期入所事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

(単位：人)

子育て短期入所支援事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	1	0	1	0	1	1	1
	施設	1	2	1	2	1	1	1
②確保内容	人数	1		1		1	1	1
	施設	2		2		2	2	2
②-①	人数	0	1	0	0	0	0	0
	施設	1	0	1	1	1	1	1

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

子育て短期入所支援事業		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1
	施設	2	0	2	0	2	0	2	1	2	1
②確保内容	人数	1		1		1		1		1	
	施設	2		2		2		2		2	
②-①	人数	—	1	—	1	—	1	—	0	—	0
	施設	—	2	—	2	—	2	—	1	—	1

○乳幼児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(単位：人)

乳幼児全戸訪問事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	40	37	40	32	40	40	40
②確保内容	人数	50		50		50	50	50
②-①	人数	10	13	10	18	10	10	10

◎令和元年以前の実績

(単位：人)

乳幼児家庭全戸訪問事業		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	41	28	40	42	39	36	40	48	40	38
②確保内容	人数	50		50		50		50		50	
②-①	人数	9	22	10	8	11	14	10	2	10	12

○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の要保護児童等の支援に資する事業）

産後鬱傾向のみられる母親の家庭訪問や、児童虐待、DV等養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・助言・指導を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。また、発達に心配のある子どもやその保護者を支援するため、保育施設や専門機関と連携して個別の相談・療育を行います。

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

(単位：人)

養育支援訪問事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	2	2	2	2	2	2	2
②確保内容	人数	2		2		2	2	2
②-①	人数	—	0	—	0	0	0	0

令和元年度以前の実績

(単位：人)

養育支援訪問事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	1	0	1	2	1	1	2	8	2	5
②確保内容	人数	1		1		1		2		2	
②-①	人数	—	1	—	△1	—	0	—	△6	—	△3

○地域子ども・子育て支援拠点事業

日吉津村子育て支援センター「ちゅーりっぷ」において、これまでも地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える取組を図ってきました。今後も、地域の身近な立場から情報の収約・提供を行っていきます。

(単位：人)

地域子育て支援拠点事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	組数	2,500	1,441	2500	1,201	2,500	2,500	2,500
	施設	1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	組数	2,600		2,600		2,600	2,600	2,600
	施設	1		1		1	1	1
②-①	組数	100	1,059	100	1,299	100	100	100
	施設	0	0	0	0	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

地域子育て支援拠点事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	組数	2,100	2,317	2,100	2,602	2,100	2,467	2,600	2,441	2,600	2,173
	施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	組数	2,100		2,100		2,100		2,600		2,600	
	施設	1		1		1		1		1	
②-①	組数	—	△217	—	△502	—	△367	—	159	—	427
	施設	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

○妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等や、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を受診できるようその費用を負担します。

※日吉津村内には、産婦人科を掲げる医療機関がないため、村外の任意の施設を利用いただくこととなります。妊娠出産数の増加のピークは過ぎていると推測しますが、今後も若い世帯の転出入が繰り返されることを見越して、年間の助成人数を挙げています。
(単位：人)

妊婦健康診査		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	50	55	50	41	50	50	50
②確保内容	人数	50		50		50	50	50
②-①	人数	—	△5	—	9	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

妊婦健康診査		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	40	42	40	50	40	48	50	64	50	59
②確保内容	人数	42		40		40		50		50	
②-①	人数	—	△2	—	△10	—	△8	—	△14	—	△9

○産後ケア事業

産後、ご家族等の支援を得ることができないお母さんと赤ちゃんに対して、施設においてデイケア（日帰り）やショートステイ（宿泊）で母子のケア、育児相談、授乳指導等を行います。

※妊婦健診同様に、村外の産婦人科医院において事業を委託しています。

産後ケア事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	10	11	10	12	10	10	10
②確保内容	人数	10		10		10	10	10
②-①	人数	—	1	—	2	5	0	0

※利用実績人数は、ショートステイ、デイケアそれぞれ含めた人数です。

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の場所で、一時的に預かりや保護を行う事業です。(単位：人)

一時預かり事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	25		25		100	100	100
	施設	1		1		1	1	1
②確保内容	人数	0		0		50	100	100
	施設	0		0		1	1	1
②-①	人数	△25		△25		0	0	0
	施設	△1		△1		0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

一時預かり事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	21		23		23		23		25	
	施設	—		—		—		—		—	
②確保内容	人数	0		0		0		0	0	0	
	施設	0		0		0		0	0	0	
②-①	人数	△21		△23		△23		△23		△25	
	施設	—		—		—		—	—	—	

※日吉津保育所においては、専用保育室や保育士の確保等の問題から一時預かりを実施していませんでしたが、令和4年9月にミライトひえづを開館し、一時預かり事業を開始しました。それに伴い、量の見込みを見直し、人数は、年度当たりの人数（利用時間は1日3人を想定）を入れていきます。

※令和4年度の確保内容は年度途中からの事業実施の為、通常の前半としています。

○病児・病後児保育事業

病児・病後児期にあつて保育所等へ行くことができず、かつ保護者の就労等により家庭で保育を行えない場合に、専用スペース等において、乳幼児及び児童を一時的に預かる事業です。本村では、米子市内の病児病後児保育施設と委託契約を結び、事業を実施しています。

(単位：人)

病児・病後児 保育事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	55	17	55	64	55	55	55
	施設	3	3	3	3	3	3	3
②確保内容	人数	65		65		65	65	65
	施設	3		3		3	3	3
②-①	人数	10	48	10	1	10	10	10
	施設	0	0	0	0	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

病児・病後児 保育事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	65	46	65	36	65	66	65	59	65	71
	施設	2	3	2	3	2	3	3	3	3	3
②確保内容	人数	65		65		65		65		65	
	施設	2		2		2		3		3	
②-①	人数	—	19	—	29	—	△1	—	6	—	△6
	施設	—	△1	—	△1	—	△1	—	0	—	0

○ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者と、児童の預かり等の援助を受入れることを希望する者とそれぞれが会員登録をして相互援助活動を行う、仲立ちや調整を行います。

(単位：人)

ファミリー・ サポート・センター事業		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		見直し後	実績	見直し後	実績			
①量の見込み	人数	50	121	50	89	50	50	50
	施設	1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	100		100		100	100	100
	施設	1		1		1	1	1
②-①	人数	50	△21	50	11	50	50	50
	施設	0	0	0	0	0	0	0

◎令和元年度以前の実績

(単位：人)

ファミリー・サポート・センター事業		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		当初	実績	当初	実績	当初	実績	見直し後	実績	見直し後	実績
①量の見込み	人数	100	2	100	12	100	42	100	47	100	19
	施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	100		100		100		100		100	
	施設	1		1		1		1		1	
②-①	人数	—	98	—	88	—	58	—	53	—	81
	施設	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

○多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入に関して、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

平成 27 年に小規模保育施設を 2 施設認可・開所していますが、今後も保育の「量の見込み」やニーズを的確に把握し整備していきます。継続して安心・安全な保育が提供できるよう、事業者の知識・経験・適切に事業を展開することができるか等の調査・分析を行っていきます。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

幼児期の環境が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを認識し、質の高い学校教育・保育を提供するための人材確保に努めます。

小学校との連携を強めながら、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から、教科学習が中心の学校教育への円滑な移行を目指します。

主な方法としては、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取入れるために、夏季休業中における小学校教諭の保育体験の実施や保育担任との情報交換をし、児童一人ひとりを見つめ、共通の見通しをたてて育むことのできる体制づくりを行います。また、保育所の公開保育時には教育委員会に配置されている指導主事や、県の幼児教育センターの保育専門員から指導助言を受けたり、令和元年度には小学校長による研修を実施したりと、保育所側も学校教育の視点を取り入れ、保幼小連携を更に強めています。また、今回のニーズ調査にて、「幼児期の学校教育の強い希望」が多かった事も踏まえ、ニーズに合った内容と形態に向けて、検討していきます。

5 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、妊娠・出産・乳幼児から学齢児、思春期までの一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援し

ます。そのためには、専門職員の配置や関連機関との連携強化、知識・技術の向上のための研修への積極的な参加が重要となります。日吉津保育所においては、正規職員だけでなく非正規職員向けの園内研修を実施したり、小規模保育園においても職員研修の充実を図る事で、地域全体での保育の質の向上を目指しています。

(1) 女性の社会進出、核家族化の進行に伴う男性の育児参加

社会環境や経済状況の変化により、結婚後も仕事を続けるまたは、続けたいと望む女性は年々増加しています。同時に、核家族化も進んでいるため、仕事と家庭生活の両立の負担は非常に大きいものと感じられ、父親の育児参加が重要視されてきています。少しずつ男性の育児参加への意識は大きくなっているようですが、これについては社会全体で支えていく責任があります。また、父親の働き方の傾向より、今後は男性への負担が増えていくと予想できるため、男性への支援も考えていく必要があります。

現在は、「妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない」包括的支援体制を構築することで、本村で安心して出産し、子育てができる体制を整えています。妊娠届出時には母子手帳の交付だけでなく、保健師による面談を行うことで支援が開始します。妊婦の家庭環境・妊娠の背景を把握することで、産後必要となる支援の把握や、産後鬱傾向への早期発見・対応が可能となっています。

出産直後の母親に対する心身両面のサポートとして、保健師が訪問を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を図り、適切なサービスへと繋げます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

「児童虐待の防止に関する法律」が平成12年に制定されて以降、依然として、児童虐待は後を絶ちません。

本村では、福祉事務所が中心となって、主任児童委員、保育所、小学校ほか関係機関で構成する「児童虐待防止ネットワーク」を設置し、研修や互いの情報交換などを行いながら、虐待の早期発見・防止に努めるとともに、緊急事例に素早く対応できる体制を整えています。

また、虐待を受けている子どもをはじめ、不登校・引きこもりなど保護を要する子どもたちに関する情報や考え方を共有し、支援内容を協議する場として、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な連携の下、組織的に対応しています。

(3) ひとり親家庭等への自立支援の推進

離婚等による、ひとり親家庭は増加傾向にあり、子どもの養育や家事など様々な役割を単独で担っていることは、経済的にも精神的にも負担が大きく、社会的にも不安

定な状況に置かれています。平成 25 年 3 月には、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されました。

国は、その特別な事情を鑑み、民間事業者に対して、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用等、就業の促進を図るために必要な協力を求めるよう努めることとなりました。市町村においても、国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければなりません。少数ではありますが、今回のニーズ調査では、大きな不安を抱え、社会資源をご存知ない方もいました。情報の発信と周知に努めていきます。

(4) 障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の推進

包括支援体制の中、乳幼児健診の未受診を防ぎ、子どもの発育状態を的確に把握し、疾病の早期発見や治療の推進に努めます。

障がいのある子どもが安心して生活できる地域となるよう、医療・福祉・保健・教育の分野が連携して、サービスの提供を行います。

また、「軽度発達障害」など、発達上特に配慮を要する子どもたちについても、それぞれの特性に応じた相談・支援に早期に取り組めるよう専門機関との連携を強化します。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策については、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年 6 月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされました。

本村においても、子どもの貧困対策推進法や生活困窮者自立支援法の施行を踏まえ、これまでの経済的支援を継続するとともに、奨学金制度や食事・栄養の確保、就労支援などにおいて、伴走型の継続支援を行います。

(6) 子どもの健全な発達のための良質な環境整備

子育て世帯が安全でゆとりある環境の中で生活できるよう取組を推進するとともに、公共施設のバリアフリー化、授乳室、おむつ替えシートの設置などを継続して整備します。

小学校通学路の危険個所の情報収集・点検・整備を行うとともに、交通安全教育を進め、子どもの交通事故被害を未然に防ぎます。また、道路に街灯を付ける等、通学路が暗くなった際にも安全に通学できるよう、整備していきます。

村内及び周辺には、大型ショッピングモールや24時間営業の飲食店、コンビニエンスストア等の商業施設が多くあるため、子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険性は非常に高く、地域の子どもの地域全体で見守るためのネットワークの強化が必要です。

異世代間交流や、ボランティア活動の推進により、子どもたちに健全な遊びの場を提供するとともに、地域の人材発掘・育成、相互の連携強化を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 庁内の推進体制

本計画の策定にあたって、「日吉津村子ども・子育て会議」を設置し、母子保健、保育所、教育委員会等、多岐の分野にわたって連携をしています。

2 住民参画による計画の推進

地域全体で子育て支援をするためには、村民、関係団体、事業所の理解と協力なくしては実現できません。

本村では、「日吉津村子ども・子育て会議」の構成委員として、保護者や子育て支援従事者、学識経験者、村民等の枠を設けています。様々な立場の方から広く意見をいただき、情報共有をしながら計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

効果的な計画の推進に向けて、毎年度計画の個々の施策の進捗状況を把握し、実施状況の点検や効果についての評価を行うPDC Aサイクルを実施し、施策評価を行います。評価は、行政が内部評価したものを「日吉津村子ども・子育て会議」で評価し、再度行政で検討し、最終的に次年度事業に反映させていきます。

見込み量と実利用者数の差異について乖離が認められる場合には、対策の検討及び4年目以降の計画について見直しを行います。

計画 Plan	目標を設定し、それを実現するための施策を策定
実行 Do	施策を実施し、その成果を測定
評価 Check	測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施
改善 Action	施策の継続的改善・向上に必要な措置の実施